

桜川市国土強靭化地域計画 (改定案)

令和 2 年 3 月
令和 6 年 4 月改定
令和 8 年 月改定

目 次

第1章 計画の策定・改定の趣旨、位置付け	1
1 計画の策定・改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
第2章 桜川市における国土強靭化の基本的な考え方	3
1 本市の概況と災害の記録	3
2 本市における国土強靭化の基本目標	6
3 計画の対象とする災害	7
4 本市における国土強靭化を進める上で特に配慮すべき事項	7
第3章 脆弱性評価	10
1 脆弱性評価の考え方	10
2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定	11
3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）	13
4 脆弱性評価の実施	14
5 脆弱性評価の結果	14
第4章 本市における国土強靭化の推進方針	15
1 個別施策分野の推進方針	15
2 横断的分野の推進方針	35
第5章 計画の推進と不断の見直し	42
1 市の他の計画の見直し	42
2 計画の推進期間及び見直し	42
3 施策の推進と重点化	42
4 個別施策事業	44
別紙1 桜川市国土強靭化地域計画に係る数値目標一覧	1
別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果	5
別紙3 個別施策分野別 脆弱性評価結果	30

第1章 計画の策定・改定の趣旨、位置付け

I 計画の策定・改定の趣旨

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、同法に基づく「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靭化計画」（以下「県計画」という。）が策定された後、令和4年3月に改定されている。

本市でも東日本大震災以降も台風や局地的雷雨などによる被害が発生しており、桜川市第2次総合計画にて「安全安心な暮らしのまちづくり」を施策の大綱とし、災害や犯罪等に対し地域一体となって備える、安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に取り組んでいるところである。

基本計画及び県計画の策定をうけ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために、「桜川市国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を令和2年3月に策定した後、令和6年4月に改定を行っている。

本計画は、基本計画が令和5年7月に改定されたのを受けて、これまで推進してきた「〈機能集約〉と〈多核連携〉による《集約連携型コンパクトシティ》」の形成とも連携を図りつつ、巨大地震や豪雨等の大規模自然災害等に備え、「強さとしなやかさ」を有する市域の形成を総合的に図るため、桜川市国土強靭化地域計画を改定するものである。

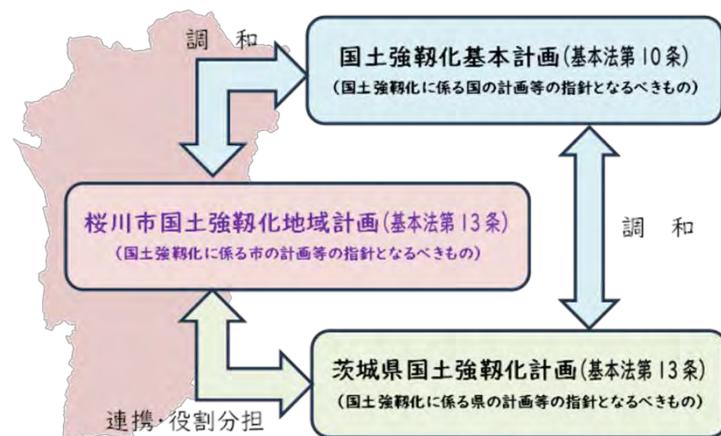
2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化の観点から、本市の「桜川市総合計画」や「地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の国土強靭化関連部分の指針となるものである。

(2) 国及び県の計画との関係

本計画は、基本法第14条に基づき、国の基本計画との調和を保つものであり、また、県と市町村が連携して強靭化施策を進めることができあるため、本計画は、県における強靭化施策と、本計画における個別具体的施策との調整を行うことにより、地域の強靭化の更なる効果的な推進を図る



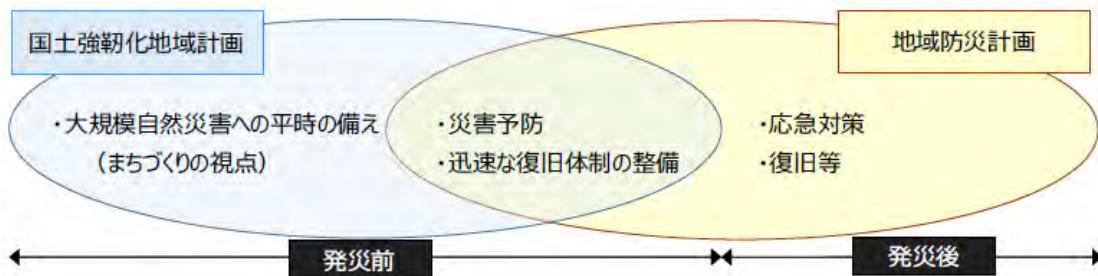
といったように県計画と相互に調和を保つものである。

(3) 市地域防災計画との関係

本市における災害への取り組みについて定めた計画としては、既に「桜川市地域防災計画」がある。地域防災計画は、地震や風水害など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。

これに対して国土強靭化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となるものである。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めている。



(4) 計画期間

国や茨城県における強靭化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「国土強靭化基本計画」及び「茨城県国土強靭化計画」を踏まえ、5年間とする。

※令和8年度（2026 年度）から令和12年度（2030 年度）まで

第2章 桜川市における国土強靭化の基本的な考え方

I 本市の概況と災害の記録

(1) 位置と地勢

本市は、総面積180.06km²（県内15位）であり、首都圏から約70km圏内、茨城県の中西部に位置し、北は栃木県真岡市・益子町・茂木町、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。

北の高峯(520m)・富谷山(365m)、東の雨引山(409m)・加波山(709m)・足尾山(627m)から南の筑波山に連なる山々に囲まれている。

平野部は、ほぼ中央を流れる桜川及び、桜川流域の豊かな水資源があるため、低地部には水田が多く、台地部は畠等の農地となっている。また、上野沼、榎箕ヶ池、大池、つくし湖等の湖沼では親水空間として活用されている。

(2) 地質

本市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壌は、これらの風化による砂壌土である。丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壌は黒ボク土壌である。低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、液状化しやすい土壌地帯となっている。

(3) 気候

北に高峯や富谷山、東から南にかけて筑波山塊が連なっており、山々に囲まれている。また、市の中央部を南北に流れている桜川流域には平野部が広がっているなど地形の変化に富んでいる。気候は比較的温暖で、年間平均気温は、13.5°C、年間平均降水量は1,300mm程度である。冬の晴れた日は北西からの冷たい乾いた風が吹き、朝の冷え込みは県内でも厳しい地域で-10°C以下になることもある。

(4) 社会条件

本市を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化し、本格的な少子高齢社会、低成長社会を迎えるつつある。また、情報化・国際化、価値観の多様化は急速に進展しており、それに伴い住民の暮らし方も変化している。

こうした社会的・経済的構造の変化によって、本市において発生する災害も過去の災害とは様相を異にし、複雑化と多様化の傾向を示すことが予想される。すなわち、単に自然環境のみから起因するものとして認識されていた災害から、次第に人為的・社会的要因に大きく左右される災害に変わってきつつある。

一方、本市は平成17年10月1日に岩瀬町・大和村・真壁町が合併し、「桜川市」としてスタートしており、このような制度的な枠組みの変更も踏まえ、変わりつつある災害に的確に対処していくことが求められている。

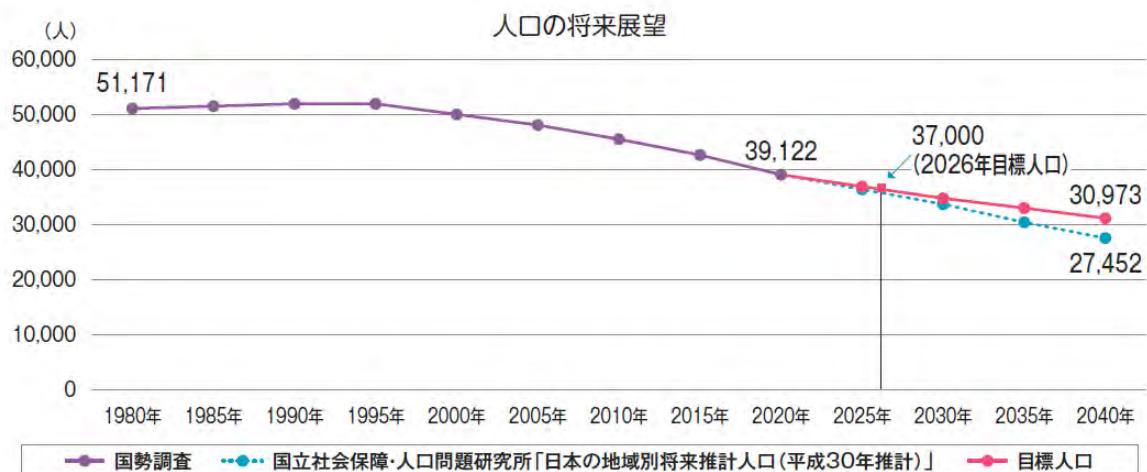
(5) 人口

令和7年10月1日現在の本市の人口は35,543人で減少傾向にある。「桜川市の統計概要

(令和6年度版)」から直近5か年の平均をみると、死亡数は出生数より約480人多く、転出は転入より約280人多く、自然減と社会減が続いている状況である。

本市の2040(令和21)年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018(平成30)年3月推計)」によれば、27,452人になると推計されている。

「桜川市第2次総合計画 後期基本計画(令和4年3月)」では、本市の魅力を生かした雇用を創出し、20代・30代の若年層の移住・定住を進めるとともに、結婚・出産・子育て支援を強化することで出生数の増加を目指す施策に取り組むことにより、2040(令和21)年の目標人口を30,973人としている。



出典:桜川市第2次総合計画 後期基本計画(令和4年3月)

(6) 産業

本市の産業別就業人口割合は令和2年の国勢調査によると第1次産業が7.2%、第2次産業が34.7%、第3次産業が58.1%であり、県全体と比較して第1次、2次産業従事者の割合が高いのが特徴となっている。

(7) 災害の記録

本市の災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、なかでも東日本大震災では、死者1人、負傷者8人の人的被害に加え、住家においても全壊や半壊、一部損壊などの甚大な被害が発生した。

本市の主な過去の災害

風水害

年号	種類	市内の被害状況
令和元年	台風第15号	家屋半壊1棟
令和元年	台風第19号	死者1人、家屋半壊2棟、一部損壊82棟

地震

<東日本大震災>

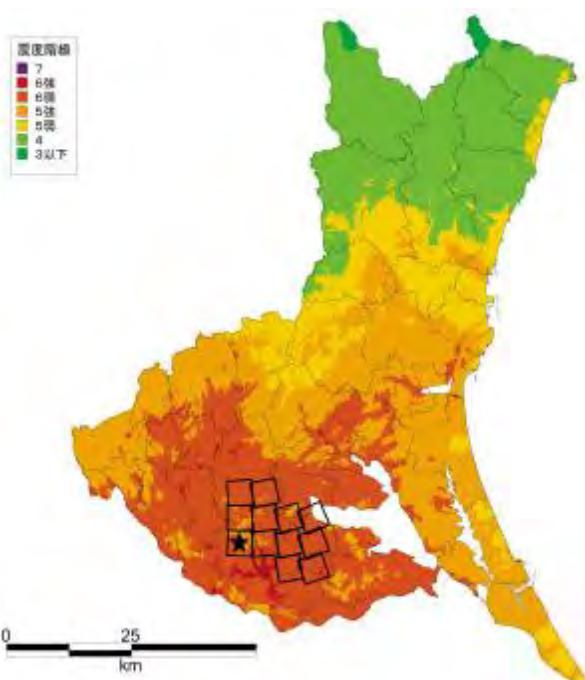
- ・発生日:平成23年3月11日
- ・震源地:三陸沖
- ・最大震度:6弱※余震含む マグニチュード9.0

- ・人的被害：死者1人、負傷者8人
 - ・住家被害：全壊36棟、半壊611棟、一部損壊2,819棟
- (参照：東日本大震災の記録～地震・津波災害編～(茨城県))

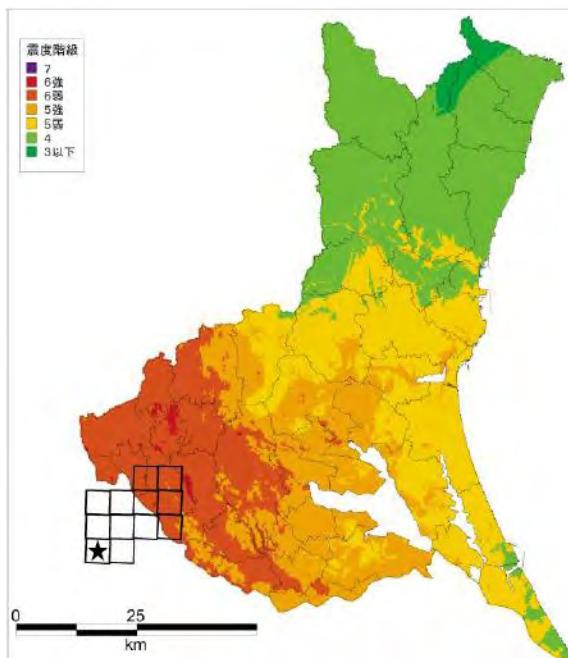
<参考>本市における被害想定等

地震

地震想定	地震規模	市内の最大震度
茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	6弱
茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3	5強



県南部の地震



県境の地震

(参照：平成30年12月茨城県地震被害想定調査 詳細報告書)

被害想定

茨城県南部の地震(茨城県南部)が冬・深夜に発生した場合の被害想定

被害項目	被害想定
建物被害	全壊・焼失7棟、半壊137棟
人的被害	死者わずか、負傷者19人(うち重傷者3人)
電力被害	被災直後の停電件数19,653軒(停電率0.83)
上水道被害	被災直後の断水人口32,797人(断水率0.84)
下水道被害	被災直後の機能支障人口5,600人(機能支障率0.83)
通信被害(固定電話)	被災直後の不通回線数5,832回線(不通回線率0.83)
通信被害(携帯電話)	被災1日後の不通ランクはB(つながりにくい)

被害項目	被害想定
避難者	被災当日1,672人(避難所1,003人、避難所外669人) 被災1週間後468人(避難所234人、避難所外234人) 被災1ヶ月後80人(避難所24人、避難所外56人)
災害廃棄物	合計3,719トン (コンクリートがら2,052トン、不燃物1,185トン、可燃物267トン、金属115トン、柱角材100トン)

出典:桜川市地域防災計画【地震災害対策計画編】(令和2年3月)

2 本市における国土強靭化の基本目標

本市においては、平成23年3月の東日本大震災により甚大な被害を受けたほか、令和元年台風19号による被害など気象の急変に伴う局地的な災害が発生している。また、茨城県地震被害想定調査の結果から、本市においても、県南部の地震により最大で震度6弱の地震が発生するおそれがあることが明らかになっており、さらに首都直下型地震や南海トラフ地震の発生が危惧される中で、令和4年には日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。

令和6年能登半島地震をはじめとする過去の災害から得られた教訓を踏まえ、市では、地域防災計画の見直しなど様々な対策を進めてきたところであるが、都市防災の推進に当たっては、平時から「いつか必ずこのまちでも災害が起こる」という危機意識をもち、各種防災対策と強靭化対策を計画的かつ総合的に講じていく必要がある。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要がある。

このようなことから、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指していく。

本市の強靭化を進めるにあたっては、国が基本計画に位置づけた国土強靭化の推進における4つの基本目標を踏まえて、次の4つを基本目標に位置づけ、「桜川市第2次総合計画」のまちづくりの理念である「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」の実現に向け、関連施策を推進する。

【基本目標】

I 人命の保護が最大限図られること

II 市政及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること

III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること

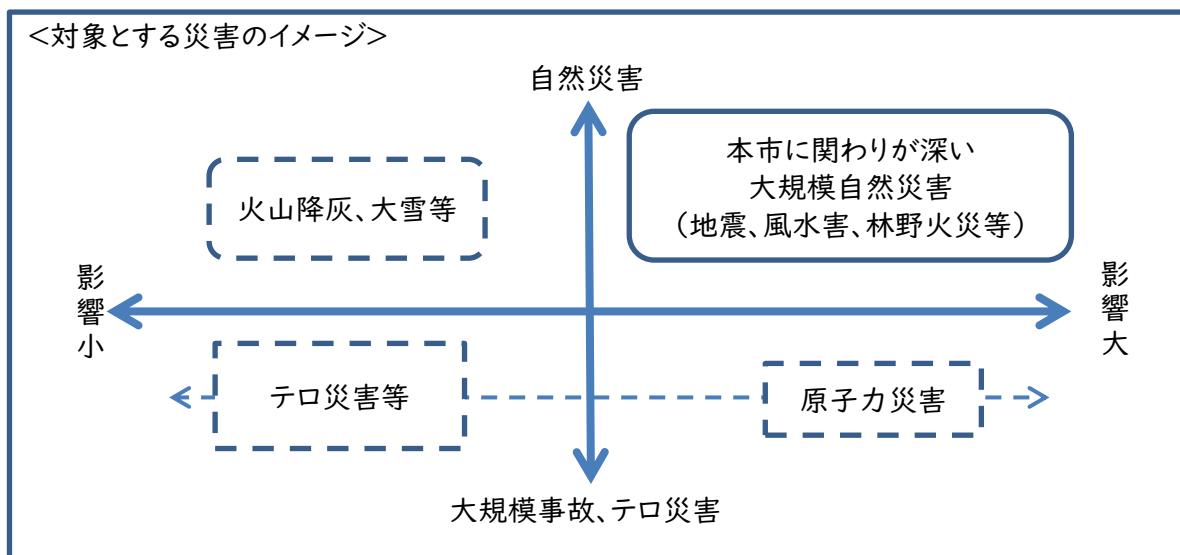
IV 迅速な復旧復興が図られること

3 計画の対象とする災害

本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国的基本計画が首都直下地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「市政及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害、林野火災等）とする。ただし、比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害等の自然災害は、他市町村、周辺都県との連携の中で考慮していく。

また、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるが、国的基本計画の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討する。



4 本市における国土強靭化を進める上で特に配慮すべき事項

本市の強靭化を図る上で、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進めていく。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

○「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと

人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、県内においても、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つものとする。

○関係団体との連携体制の構築

本市の強靭化に向け、国、県、近隣市町村、地域商社、地域事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

○インフラの老朽化への対応

高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。

○デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化

デジタル技術を用いて、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、本市が直面する災害への対応力強化を図っていく。

○人のつながりやコミュニティ機能の向上

平時から人のつながりが強靭な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図っていく。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

ア 多層的な取り組み

○複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組んでいく。

○平時からの有効活用

非常時の防災・減災等の効果を發揮するのみならず、その施設や取り組みが平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫していく。

○ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取り組み

想定される被害や地域の実状等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取り組みを進めていく。

イ 各主体の連携

○広域連携体制の構築

広域的な災害に対応するため、県や近隣自治体との相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。

○民間投資の活用

民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP／PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化していく。

ウ 人づくり

○防災人材の育成と確保

地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図っていく。

エ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理(PDCAサイクル)を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靭化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取り組みを推進していく。

第3章 脆弱性評価

I 脆弱性評価の考え方

本市における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものである。

施策の現状分析・評価を行うことにより、本市における国土強靭化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靭化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針を策定するものである。

① 想定するリスクの設定（自然災害全般）

② 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

③ リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

④ リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

国の基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、35の「リスクシナリオ」を設定して評価を行ったが、本市においては、これを参考に、6つの事前に備えるべき目標と27のリスクシナリオを次のとおり設定した。

【参考】国のリスクシナリオから、本市では採用しなかった又は統合したリスクシナリオ

国のリスクシナリオ		本市のリスクシナリオ等	
I-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	-	本市は海に面していないため該当しない
I-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生	-	本市は該当しない
I-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	-	本市は該当しない
3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全	-	今後、関東地方における首都圏のバックアップ機能を検討していくため、当面、採用を見送る。
4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響	-	本市は海に面しておらず、また空港も無いため該当しない
4-4	金融サービス、郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	-	金融・郵便事業に関し、該当する市施策がないため、当面、採用を見送る
4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	-	本市の工業用水は、県西広域工業用水道事業により供給されているため該当しない

※ 上記以外の国のリスクシナリオについては、本市においても概ね同様に設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
I	あらゆる自然災害に対し、市民等の直接死を最大限防ぐ	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		I-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		I-3	突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		I-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下による社会活動の維持への甚大な影響
	4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による桜川市経済への甚大な影響

3 施策分野の設定(個別施策分野・横断的分野)

国の基本計画においては、12の個別施策分野と6つの横断的分野を設定して評価を行ったが、本市においては、これを参考に、7つの個別施策分野と6つの横断的分野を設定した。



【参考】国の横断的施策分野「E研究開発」に、本市では文化財保全を加えている

【参考】国の個別施策分野から、本市では採用しなかった又は統合した個別施策分野

市の個別施策分野	本市の個別施策分野	統合等の理由
②住宅・都市	②住宅・都市・住環境	市施策において、環境、土地利用分野と関連が深いため統合
④エネルギー	④産業・エネルギー	市施策において、産業構造分野と関連が深いため統合
⑤金融	(採用見送り)	該当する市施策がないため、当面、採用を見送る。
⑥情報通信	⑤情報通信・交通・物流	市施策において、交通・物流分野と関連が深いため統合
⑦産業構造	(④へ統合)	市施策において、エネルギー分野との関連が深いため統合
⑧交通・物流	(⑤へ統合)	市施策において、情報通信分野と関連が深いため統合
⑪環境	(②へ統合)	市施策において、住宅・都市分野との関連が深いため統合
⑫土地利用(国土保全)	(②へ統合)	市施策において、住宅・都市分野との関連が深いため統合

※ 国の個別施策分野のうち、①行政機能／警察・消防／防災教育等、③保健医療・福祉、⑨農林水産、⑩国土保全は、本市においても同様に設定

4 脆弱性評価の実施

27のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取り組みで対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。

併せて、施策分野ごとの取り組み状況が明確になるよう、施策分野ごとに整理した。

5 脆弱性評価の結果

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など、強靭化に資する取り組みについては、既に実施されているものもあるが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況である。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強靭な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要がある。

(2) 関係機関等との連携

強靭化に資する取り組みにおいて、個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国や県、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要がある。

(3) リスクシナリオごと及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおり。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙3のとおり。

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

I 個別施策分野の推進方針

① 行政機能／警察・消防／防災教育等	③ 保健医療・福祉	⑤ 情報通信・交通・物流	⑦ 国土保全
② 住宅・都市・住環境	④ 産業・エネルギー	⑥ 農林水産	—

【推進方針】①-1(市の防災拠点機能の確保)

- 市庁舎は、市民の安全を守る防災拠点として、耐震基準を満たし、大規模災害時でも 72 時間業務継続が可能な非常用発電を備え、自衛隊などの災害派遣の受け入れが可能となる新庁舎を整備する。
- 災害対策本部員、災害対策本部事務局職員をはじめ、市職員の災害対応力強化及び防災意識向上のための訓練を、定期的に実施する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【推進方針】①-2(災害情報の収集、伝達体制の確保)

- 住民への情報伝達手段として、防災行政無線、市公式の SNS (LINE、Facebook、X)、市ホームページ等の様々な媒体の活用を促進するとともに、これらを適切に運用し事象に応じた災害情報を伝える体制を築く。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【推進方針】①-3(物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備)

- 大規模災害発生時には応急復旧に必要な資機材等が不足することが懸念されるので、資機材を備蓄し定期的に点検、整備を行うとともに県内外の他市町村との相互応援体制の構築を図る。
- 避難が長期化する大規模災害発生の際には多くの方が避難することになるため、食料や生活必需品等の備蓄数量を計画的に確保するとともに、適宜、備蓄状況を公表する。また、災害時には避難所のトイレが使用できなくなることが想定されるので非常用トイレの整備を行う。
- 避難が長期化し、市が備蓄している物資だけでは対応が困難となる状況を踏まえ、他自治体や民間企業との協定を活用し、安定的な物資提供の確保に努める。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱
--	-----	-------------------------

【推進方針】①-4(広域連携体制の整備)

- 災害発生時には地域の中心となり活動にあたる消防団や、各広域関係機関との連絡体制を平時より十分に整えておく。
- 関係医療機関との連携を強化し、広域消防との救急体制及び通信連絡体制の構築を図る。
- 大規模災害の発生時には、救助・救急活動の不足が懸念される。その課題を避けるために、災害時相互応援協定等を活用するとともに、自衛隊など各機関からの応援を受け入れるための受援計画を策定し、円滑な活動ができる体制を整備する。さらに、近隣市町村も同時に被災する可能性が高いことを踏まえ、広域的な災害活動の強化が求められるため、応援要請などについて県に対し積極的に働きかけていく。
- 土石流発生危険予想渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに、危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切な措置が行われるよう整備しておく。
- 市、警察、消防機関は、平時から防災に関する情報の収集に努めるとともに、災害発生の危険性がある地域を把握し、情報を共有することを推進する。
- 広域消防との連携を強化し、必要な消防職員の確保及び技術向上に努めるとともに、消防施設の整備を推進し、常備消防力の向上を図る。
- 災害対応において「自助・共助・公助」のうち、特に自助・共助が重要であることから、自主(地区)防災組織の結成及び充実に向けた取り組みを促進する。
- 大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

【推進方針】①-5(施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保)

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	○災害救助・救命資機材については消防、警察、県が中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は、市と関係機関とで協議し、整備・備蓄に努める。	
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

		地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
--	--	-------------------------------

【推進方針】①-6(警察・消防等の防災拠点機能の確保)

- 消防設備については、複雑化・多様化する災害に対応し、大規模災害に備えて効果的に活動できるよう、充実と強化に努める。
- 災害現場では、情報の伝達を迅速かつ的確に行う必要があるため、消防通信施設の整備を充実させる。
- 災害時の防災拠点となる学校施設の耐震化率は、平成27年度時点で100%を達成している。学校施設は、大規模災害時に地域住民の避難所として機能し、安全を確保する上で重要な役割を果たしている。そのため、適切な維持管理に引き続き取り組む。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	I-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【推進方針】①-7(学校施設の機能強化)

- 学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、近年の急激な気候変動や高齢化の進行などへの対応も視野に入れ、その安全性の確保と防災機能の強化を図ることは極めて重要である。このため、避難所として備えるべき機能として、体育館等への空調機器の整備が求められていることから、優先順位を検討した上で、整備していく。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【推進方針】①-8(学校施設の耐震化)

○学校施設は大規模災害時に重要な役割を果たす避難所に利用されることから、耐震性を維持する。	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【推進方針】①-9(学校施設の老朽化対策)

○校舎・園舎等の老朽化が進み、修繕を必要とする箇所が多岐にわたり増えている。学校施設における児童・生徒の安全確保、建築物の被害軽減を図るため、計画的な修繕、改修による長寿命化を図り、安全性、快適性の高い学校施設を確保していく。 ※文部科学省 学校施設環境改善交付金等を活用 ※やまと認定こども園はR5の洪水ハザードマップにより、浸水想定区域になっていることから、園舎を移設し児童の安全を確保する。	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

		発生
【推進方針】①-10(小学校・中学校・義務教育学校における防災教育)		
<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒及び教職員に対する防災教育や地震・火災を想定して地域や防災機関と連携した避難訓練、保護者への引き渡し訓練を引き続き実施する。 ○市内小中・義務教育学校において、防災担当職員による出前講座(防災授業)を実施し、児童・生徒やその保護者の防災意識向上に繋がる取り組みを行う。 		
■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
【推進方針】①-11(地域防災力の強化)		
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の防災力を高めるために自主(地区)防災組織の結成、育成を推進していく。 ○自主(地区)防災組織の育成を推進するとともに、建設業団体との協定を通じて、迅速な復旧が可能となる体制を整備する。 ○火災予防週間などの機会を活用し、市民への防火意識の向上を積極的に図るとともに、平時から火災の未然防止に努める。 ○消防団は、今後も地域防災力を維持していくために、桜川市消防団組織再編計画(令和7年2月)に基づき、新たな組織体制の構築を図る。 ○消防団が活動するために必要な救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車等や、車庫・詰所等、車両や施設を優先順位を定めた上で更新する。 ○大規模災害時には、消火栓が使用できなくなったり、消防車両の到着が遅れたりすることが想定される。そのため、住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。 ○自分の生命や財産は自分で守るという自助の考え方を踏まえ、緊急時に一人ひとりが正しい判断で行動できるよう防災意識の向上に努める。 ○本市独自の取り組みである桜川市防災安全士(桜BB)の養成を推進し、災害時に必要な知識や技能を持つ人材を確保する。 ○避難所を単位とした、地区防災計画の策定を推進する。 		
■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
【推進方針】①-12(防災DXの推進)		
<ul style="list-style-type: none"> ○防災関連業務において、ウェブ会議の活用、会議のリアルタイム配信、業務用アプリケーションの導入などを通じて、防災DXを推進し、業務の効率化を図る。 		

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

○大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用する。(再掲)		
■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
【推進方針】①-13 (交通事故等の回避対策)		
○警察及び関係機関の指示のもと、交通安全団体組織による避難誘導や交通整理等の補助員として、対応できるよう連携を図る。		
■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

① 行政機能／警察・消防／防災教育等	③ 保健医療・福祉	⑤ 情報通信・交通・物流	⑦ 国土保全
② 住宅・都市・住環境	④ 産業・エネルギー	⑥ 農林水産	—

【推進方針】②-1(住宅、建築物等の耐震化)

○特定建築物の耐震化の促進

市は県と連携し、所有者への働きかけ等を通して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物（一定規模以上の建築物で不特定多数の者が利用するもの）の耐震化の促進に努める。

○住宅の耐震化の促進

市は県と連携し、耐震診断等に関する国庫補助金等を活用した事業を実施することにより住宅の耐震化を促進する。

○不燃性及び耐震性を有する建築物の建築促進対策

政府系資金を導入した融資の斡旋と、民間資金の利用により、耐火、耐震性を有する建築物の整備促進を図る。

※新耐震基準

震度5強程度の地震でほとんど損傷するおそれがなく、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊・崩壊するおそれがない強度を求めるための基準で、昭和56年6月1日以降に建築した建築物に適用されるもの。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
----------------------------	-----	---

【推進方針】②-2(市街地整備等)

○市街地における大規模な地震災害と、これに伴う同時多発火災が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地の整備を推進する。

○市内には、いわゆる人口集中地区(DID地区)は存在しない。一方で、伝統的建造物群保存地区では木造の古民家が密集していることから、消防水利の不足、進入路の狭隘等消防活動上の課題を整理した伝統的建造物群保存地区防災計画を策定し、消防当局との連携を図りつつ、各種防災施設等の整備を推進する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	I-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【推進方針】②-3(防火対策)

○災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

<p>に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。 ○公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進する。 ○文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。また、必要に応じて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての、防火のための標識の設置等を検討する。 ○林野火災予防のために関係機関と連携して、林野火災の多い時期には特に注意喚起をする。 ○林野周辺住民や登山者等への防火意識の向上を図るため、広報活動や林野火災防ぎよ訓練を継続して行う。 ○防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、火災に関する警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努める。 ○消防機関及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催するなど防火管理体制の充実を図る。 		
■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-2 6-1	<p>地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p> <p>自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p>
<p>【推進方針】②-4(上下水道施設の耐震化等)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、基幹管路等水道施設の老朽化対策及び耐震化を着実に進める。 ○水道の施設設備や水道管路等の老朽化や耐震化対策、技術者の確保などを効果的、効率的に進められるよう水道事業の広域連携を推進する。 ○下水道施設の下水道BCPは、策定率(簡易版)100%であるが、災害時における対応訓練を重ねながら継続的に見直し、内容の充実を図る。 ○農業集落排水施設の最適整備構想に基づき、老朽化対策や耐震化を進める。 ○下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新及び長寿命化対策工事を進める。 ○地震などの災害に強いとされている浄化槽について、使用者による適切な維持管理と老朽化した浄化槽の更新を促す。 		
■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【推進方針】②-5(被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止)

- 各家庭における生活必需品や食糧の備蓄確保を促進する。
 - 災害発生時に被災者へ飲料水等を速やかに供給するためには、備蓄数量を計画的に確保するとともに、事業者等との協定に基づき流通備蓄を活用することに努める。
 - 市内の生産者や事業者と密接な関係を持つ地域商社を仲介役として、災害発生直後の迅速な食料の調達スキームを確立する。
- | | | |
|--------------------------------|-----|--|
| ■関連する起きてはならない
最悪の事態(リスクナリオ) | 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
|--------------------------------|-----|--|

【推進方針】②-6(老朽・空き家対策)

- 犯罪の温床となるおそれのある空き家については、所有者に対して適正管理の要請に努める。
 - 適正な管理と利活用に向け、空き家などの建物管理・活用に関する意向調査を行うとともに、空家等活用促進指針に基づく空家等活用促進区域において重点的に空家の活用を進める。
- | | | |
|--------------------------------|-----|---|
| ■関連する起きてはならない
最悪の事態(リスクナリオ) | 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | 6-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |

【推進方針】②-7(災害廃棄物対策)

- 膨大な量の災害廃棄物が発生するため市内複数箇所に仮置場を確保し、必要な重機、運搬車両など、災害廃棄物を可能な限り迅速に処理するため、桜川市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。
- | | | |
|--------------------------------|-----|----------------------------------|
| ■関連する起きてはならない
最悪の事態(リスクナリオ) | 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
|--------------------------------|-----|----------------------------------|

【推進方針】②-8(自然災害を考慮した土地利用等)

- 災害の発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う。
- | | | |
|--------------------------------|-----|---|
| ■関連する起きてはならない
最悪の事態(リスクナリオ) | 1-4 | 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生 |
| | 4-4 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下 |

【推進方針】②-9(伝統的建造物保存地区の保存)

○伝統的建造物群保存地区における火災、地震等の各種災害による被害拡大を防ぐため、伝統的建造物群保存地区防災計画を策定し、消防当局との連携を図りつつ、各種防災施設等の整備を推進する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【推進方針】②-10(地籍整備の推進及び所有者不明土地に関する調査)

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を推進する。

○大規模災害時における土地の有効活用が図られるよう、県などとも連携を図りながら所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく制度の周知に努める。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】②-11(仮設住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

○応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと、定期的な候補地台帳の更新を図る。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】②-12(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、公営住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】②-13(自宅居住による生活再建の促進)

○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】②-14(多様な生態系の保全・再生の促進)

○市域の山地の多くは、水郷筑波国定公園に指定されており、そのふもとに広がる田園地帯や桜川、ため池等と一体となって多様な生態系を有していることから、各管理者等との連携をはじめ、桜川改修期成同盟会等の活動に基づく多面的な取り組みにより生態系の

保全・再生に努める。		
■関連する起きてはならない 最悪の事態(リスクナリオ)	4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・ 多面的機能の低下

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

① 行政機能／警察・消防／防災教育等	③ 保健医療・福祉	⑤ 情報通信・交通・物流	⑦ 国土保全
② 住宅・都市・住環境	④ 産業・エネルギー	⑥ 農林水産	—

【推進方針】③-1(医療救護施設等の機能強化)

○医療救護施設等は、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震化に努めるものとし、災害時における電力供給の途絶に備え、燃料タンクや自家発電装置の設置を推進する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
----------------------------	-----	--

【推進方針】③-2(医療救護活動の体制強化)

○災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化に努める。医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携に努める。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生

【推進方針】③-3(地域の医療機関の連携)

○広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について検討する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生

【推進方針】③-4(医薬品等の供給体制の整備)

○緊急時における医薬品等の供給のための連絡体制について、医療機関への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備える。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
----------------------------	-----	--

【推進方針】③-5(避難行動要支援者対策)

○災害時の利用状況を考慮し、避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難でき

- るよう所在地の周知徹底を図るとともに、必要な案内看板等の設置を進める。
- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立する。
 - 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく。
 - 市や行政区においては、自主（地区）防災組織、民生委員児童委員・支援協力者等が連携し、発災時に自助、共助により安否確認や避難を実施する必要性があることから、要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者避難行動計画（全体計画・個別計画）に基づき、平時から円滑な支援体制を確立する。
 - 学校施設が罹災あるいは地域の避難施設となり、通常の教育ができなくなった場合は、教育関連機関や防災担当部局等が緊密に連携し、児童・生徒の安全及び教育の確保をする。
 - 巡回相談チームの編成を想定し、健康状態の把握、適切な保健指導が実施できるよう共有し、子ども、高齢者や外国人等にも配慮した総合的な支援体制を整える。また、関係機関と連携し、予防接種の必要性を周知するとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上に努める。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	I-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	I-3	突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【推進方針】③-6（要配慮者利用施設における避難確保計画の策定等促進）

- 市内の要配慮者利用施設に対し、県などと連携を図り、水防法等に基づく避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進するとともに、タイムラインの作成や多様な防災関係機関との連携を通じて、各種訓練の実施を支援する。
- | | | |
|----------------------------|-----|--|
| ■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ) | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生 |
|----------------------------|-----|--|

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

① 行政機能／警察・消防／防災教育等	③ 保健医療・福祉	⑤ 情報通信・交通・物流	⑦ 国土保全
② 住宅・都市・住環境	④ 産業・エネルギー	⑥ 農林水産	—

【推進方針】④-1(市内事業者における事業継続計画:BCPの普及啓発)

- 中小企業における主体的な事業継続計画の取り組みを推進するため、BCPの事例を市ホームページで公開することで、BCPの普及啓発を図る。
- 発災時における市内事業者の事業継続と有害物質の発生及び拡大を防ぐため、関係機関と連携して法令の定めるところによる保安体制の強化や事業継続計画などの策定を促進し、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成、危険物等取扱施設の安全性を高める。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	4-1	サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下による社会活動の維持への甚大な影響
	4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による桜川市経済への甚大な影響

【推進方針】④-2(ライフラインの災害対応力強化・早期復旧)

- 主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網を整備促進する。
- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図る。また、発災後の早期復旧に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有などの必要な体制整備を図る。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【推進方針】④-3(大規模災害発生時の緊急給油対策)

- 災害発生時には、使用可能な給油所が限られる場合があることを踏まえ、石油業組合との協定に基づき、必要な車両や施設への優先的な給油を確保するため、連絡体制を整備する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
----------------------------	-----	--------------------------------------

【推進方針】④-4（エネルギーの供給源の安定化）

○災害発生時の停電を回避するため、公共施設や福祉施設などの避難所において、自家発電設備や燃料の備蓄を推進する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-2	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

① 行政機能／警察・消防／防災教育等	③ 保健医療・福祉	⑤ 情報通信・交通・物流	⑦ 国土保全
② 住宅・都市・住環境	④ 産業・エネルギー	⑥ 農林水産	—

【推進方針】⑤-1 (情報通信ネットワークの整備)

- 防災行政無線については、既に整備が完了しているが、その適正な運用を維持するため、引き続き維持管理に努める。
- 公共施設個別施設計画の策定にあたり、電気設備についても現地調査を実施し、老朽化した設備の早期発見及び補強措置を講じる。また、計画的な設備更新を進めることで、設備の安定化を図る。
- 避難所開設時に、フリーWi-Fiスポット導入先を検討し、整備する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【推進方針】⑤-2 (災害情報の収集、伝達体制の確保)

- 関係機関による巡回や行政区区長等からの報告により情報を得られることもあるが、必要に応じて県の防災ヘリの要請やドローンによる偵察も行う。
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)自動起動装置や防災行政無線など、市民への情報を確実かつ迅速に提供するための手段の更なる多様化を図る。
- 区長を通じて直接情報を伝達する場合もあるため、自主(地区)防災組織の情報班をはじめ、組織体制の構築を推進する。
- 災害発生時に正確な情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報や情報発信手段をシミュレーションする。
- 住民への情報伝達手段として、防災行政無線、市公式のSNS(LINE、Facebook、X)、市ホームページ等の様々な媒体の活用を促進するとともに、これらを適切に運用し事象に応じた災害情報を伝える体制を築く。(再掲)
- 住民に対し、確実に情報を発信できるよう、防災行政無線拡声子局のバッテリーを定期的に更新する必要がある。また、老朽化した拡声子局パンザマストを優先順位を定めたうえで更新を図る。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【推進方針】⑤-3 (情報伝達手段の多様化)

- 避難情報などの緊急情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため防災アプリを構築したが、防災行政無線の内容が聞こえない場合やアプリの不具合が発生した場合でも、確実に情報伝達が行えるよう、更なる伝達手段の多様化を推進する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【推進方針】⑤-4(道路等の防災・減災対策及び耐震化)

- 国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する。
- 幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備に努める。
- 橋梁の点検を実施し、老朽橋の架替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保に努める。
- 災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者（市道においては市長）、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、防災計画の定めるところにより実施する。
- 各道路管理者との協力のもとに、桜川市バス（ヤマザクラGO）の運行ルートの防災、震災対策や緊急輸送道路の洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。
- 道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う。特に、要配慮者の増加や道路脇の水路、電柱上の高圧トランスなど、道路利用者並びに道路に付帯する構造物等に留意し、安全対策に努める。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【推進方針】⑤-5(緊急輸送体制の整備)

- 市内の防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署）、輸送拠点（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート、物資集積場等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。
- 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、茨城県都市計画道路再検討指針に基づく都市計画道路の再検討結果等とも連携しつつ、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備に努める。
- 行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図る。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【推進方針】⑤-6(緊急輸送道路の整備)

○人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を指定する。指定された緊急輸送道路の管理者は、最新の国際基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
----------------------------	-----	---------------------------------

【推進方針】⑤-7(孤立の可能性がある地域における対策の推進)

○道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える。

○道路状況や通信手段の確保状況から孤立が予測される地域について、事前に状況を把握するよう努め、過去の災害事例を参考にするとともに、消防署や消防団などの防災関係機関から意見を聴取する。

○孤立の可能性がある地域では、地域の代表者(区長等)と、災害発生時の防災情報提供体制を整備する。

○孤立の可能性がある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
----------------------------	-----	--

① 行政機能／警察・消防／防災教育等	③ 保健医療・福祉	⑤ 情報通信・交通・物流	⑦ 国土保全
② 住宅・都市・住環境	④ 産業・エネルギー	⑥ 農林水産	—

【推進方針】⑥-1(農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化)

○被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取り組みを推進する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

【推進方針】⑥-2(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設等の機能診断、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全、管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

○農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。

○森林については、適切な森林の整備や山地災害の危険性の高い箇所を優先に着手するなど総合的かつ効果的な治山対策を推進する。

○多様な生態系を有する農地や森林の荒廃を防止するため、県や市鳥獣害対策協議会などとも連携を図り効率的な有害鳥獣対策を推進する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下
	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【推進方針】⑥-3(林道等の整備)

○災害発時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用しうる林道を把握し、整備を促進する。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
----------------------------	-----	---------------------------------

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

① 行政機能／警察・消防／防災教育等	③ 保健医療・福祉	⑤ 情報通信・交通・物流	⑦ 国土保全
② 住宅・都市・住環境	④ 産業・エネルギー	⑥ 農林水産	—

【推進方針】⑦-1 (河川改修等の治水対策)

- 洪水による水害を予防するため桜川改修期成同盟会等の活動を通して、国、県、流域自治体等とも連携を図り、氾濫を防ぐ・減らす、被害対象を減らす、被害の軽減・早期復旧・復興に資する施策の総合的な展開を図る。
- 桜川沿岸や観音川沿岸は、警報級の大雨の際に流域一帯が冠水し農作物等に被害が発生するので、その未然防止対策として下記の対策を講じることとする。
 - (1) 桜川の曲部改修工事の促進を要請するとともに、常時降雨量と気象情報に注意をはらい防災無線・広報車等により事前指導する。
 - (2) 観音川については、真壁地区、大和地区は土地改良事業等により、被害防止対策をはかるとともに河川改修の促進を要請する。
- 県が洪水浸水想定区域を指定したことに伴い、河川が氾濫した場合に浸水する恐れのある区域や災害時に避難等の適切な行動をとっていただくためのハザードマップを作成し、土砂災害と併せて住民に周知を図る。

■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	I-3	突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	I-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

【推進方針】⑦-2 (総合的な土砂災害対策の推進)

- 急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し、治山事業・森林整備やまちづくりと一体となった土砂災害対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する。
- 土砂災害の危険区域や災害時に避難等の適切な行動をとていただくためのハザードマップを作成し、洪水災害と併せて住民に周知を図る。
- 地盤沈下は、地震水害の被害を増大させたり、建築物、土木建造物等の耐震性の劣化につながる可能性が指摘されているため、地盤沈下の進行を停止させるよう、その原因でもある地下水の過剰揚水を規制する。
- 山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めつつ、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者などの人材育成に取り組みながら、土砂災害対策等も視野に入れた活動に取り組む。

○雨量監視システム(市内9箇所に設置された雨量計)を適切に運用し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や浸水想定区域内の住民に対して的確な避難情報を提供する体制を整備する。		
■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	I-3	突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	I-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

【推進方針】⑦-3(土砂災害防止施設等の長寿命化対策)

○土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県などの協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る。		
■関連する起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	I-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

2 横断的分野の推進方針

A リスクコミュニケーション分野	C 官民連携分野	E 文化財保全・研究分野
B 人材育成分野	D 老朽化対策分野	F デジタル活用分野

【推進方針】A-1（自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等）

- 自主（地区）防災組織の活動を促進し、その活性化を図るとともに、防災機関は、既存の自主（地区）防災組織と連携し、市民に対して防災知識の普及啓発を行い、防災意識の向上に努める。また、職員に対しては減災に必要な教育の徹底を図る。
- ハザードマップの周知やその活用を通じた各種訓練の実施などにより、市民に対し災害に関する情報を積極的に提供し、防災意識の向上を図る。
- 小中学校や義務教育学校における総合学習のほか、防災担当による出前授業を通じて、児童や生徒への防災教育の充実を図る。また、防災機関と連携した総合的な避難訓練などを実施し、学校、家庭、地域における正しい防災のあり方を習得させるよう努める。
- 茨城県動物指導センターなどと連携し、災害時の動物救護活動のための体制を整備する。また、災害時における家庭動物等との同行避難や飼養に備えるための情報については、動物病院など関連する事業者とも連携し、飼育管理者に向けて周知を図る。

【推進方針】A-2（地域防災力の強化）

- 土地利用に当たっては公共の福祉を優先させ、土地利用のあり方を「量の拡大」から「質の向上」へと転換する。また、都市的土地利用は、拠点に集約しつつ、拠点以外の地域では原則抑制し、集落的土地利用は、自然的土地利用との調和を図りつつ、地域の合意形成のもと、計画的な誘導に努める。
- 人口の約75%が暮らしている市街化調整区域では、無秩序な市街化を防止しつつも、田園環境と調和した若者が住みたくなるような地域づくりが求められているため、市街化調整区域における地区計画や地区防災計画などの周知を図り、田園集落に住まい・暮らす市民が主体となるまちづくりを支援する。
- 本市独自の取り組みである桜川市防災安全士（桜BB）の養成を推進し、災害時に必要な知識や技能を持つ人材を確保する。（再掲）
- 避難所を単位とした地区防災計画の策定を推進する。（再掲）
- 大規模災害時には、避難所での避難生活に加え、市民一人ひとりが在宅避難や車中泊避難などを想定し、各自が必要とする物資を備えておくことが重要となる。そのため、これらの留意点についても周知を徹底する。
- 市内の要配慮者利用施設に対し、県などと連携を図り、水防法等に基づく避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進するとともに、タイムラインの作成や多様な防災関係機関との連携を通じて、各種訓練の実施を支援する。（再掲）

【推進方針】A-3（災害情報の収集、伝達体制の確保）

- 区長を通じ直接情報を伝達するため、自主（地区）防災組織の育成に努める。

- 住民への情報伝達手段として、防災行政無線、市公式の SNS (LINE、Facebook、X)、市ホームページ等の様々な媒体の活用を促進するとともに、これらを適切に運用し事象に応じた災害情報を伝える体制を築く。(再掲)
- 避難支援等に携わる関係機関として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主(地区)防災組織等を定め、それらの関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、事前に避難行動要支援者登録者名簿を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援及び安否確認体制の構築、避難訓練の実施を一層推進する。
- 情報収集においては、有線電話の途絶や無線通信施設の障害などにより、情報取得が極度に制限される可能性があるため、通信機器からの情報に加えて、通行人からの通報、防災ヘリやドローンによる偵察、さらに巡回活動を通じて、幅広く情報収集に努める。

【推進方針】A-4(情報伝達手段の多様化)

- 避難情報などの緊急情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため防災アプリを構築したが、防災行政無線の内容が聞こえない場合やアプリの不具合が発生した場合でも、確実に情報伝達が行えるよう、更なる伝達手段の多様化を推進する。(再掲)

【推進方針】A-5(防災DXの推進)

- 防災関連業務において、ウェブ会議の活用、会議のリアルタイム配信、業務用アプリケーションの導入などを通じて、防災 DX を推進し、業務の効率化を図る。(再掲)

【推進方針】A-6(災害時における外国人の安全確保)

- 語学ボランティアの協力を得て、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行えるよう努める。
- 警察、近隣住宅(自主防災組織)、語学ボランティアなどの協力を得て、在留管理制度に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。
- 多言語翻訳が可能なサービスの導入を検討し、より多くの市民が安心して相談できる環境を構築する。

【推進方針】A-7(液状化等の危険度情報の提供)

- 本市における地震防災対策を進める上で基本となる地震被害想定について県において検討が進められており、液状化想定対象とした微地形区分などのデータを基に、液状化的危険度が分かる液状化危険度マップを作成することにより、地域ごとの災害リスクを明らかにし、市民の液状化に係る意識の啓発を図る。

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

A リスクコミュニケーション分野	C 官民連携分野	E 文化財保全・研究分野
B 人材育成分野	D 老朽化対策分野	F デジタル活用分野

【推進方針】B-1(地域防災力の強化)

- 地域の防災力を高めるために自主(地区)防災組織の結成、育成を推進していく。(再掲)
- 消防団は、今後も地域防災力を維持していくために、桜川市消防団組織再編計画(令和7年2月)に基づき、新たな組織体制の構築を図る。(再掲)
- 消防団が活動するために必要な救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車等や、車庫・詰所等、車両や施設を優先順位を定めた上で更新する。(再掲)
- 本市独自の取り組みである桜川市防災安全士(桜BB)の養成を推進し、災害時に必要な知識や技能を持つ人材を確保する。(再掲)

【推進方針】B-2(市内事業者における事業継続計画:BCPの普及啓発)

- 発災時における市内事業者の事業継続と有害物質の発生及び拡大を防ぐため、関係機関と連携して法令の定めるところによる保安体制の強化や事業継続計画などの策定を促進し、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成、危険物等取扱施設の安全性を高める。(再掲)

【推進方針】B-3(災害情報の収集、伝達体制の確保)

- 区長を通じ直接情報を伝達するため、自主(地区)防災組織の育成に努める。(再掲)

【推進方針】B-4(総合的な土砂災害対策の推進)

- 山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めつつ、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者などの人材育成に取り組みながら、土砂災害対策等も視野に入れた活動に取り組む。(再掲)

A リスクコミュニケーション分野	C 官民連携分野	E 文化財保全・研究分野
B 人材育成分野	D 老朽化対策分野	F デジタル活用分野

【推進方針】C-1（施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保）

- 災害発生時には、民間企業等が地域の自主（地区）防災組織などと連携し、迅速な初期対応を行うとともに、的確な災害応急対策や災害復旧対策を実施できるよう、民間企業等による応援協力体制の確立と強化を図る。（再掲）

【推進方針】C-2（地域防災力及び広域連携体制等の強化）

- 災害時における業務継続や受援体制の維持向上に資するよう、地域防災計画の見直し及び受援計画の策定を図る。
- 自主（地区）防災組織の育成を推進するとともに、建設業団体との協定を通じて、迅速な復旧が可能となる体制を整備する。（再掲）

【推進方針】C-3（市内事業者における事業継続計画：BCPの普及啓発）

- 中小企業における主体的な事業継続計画の取り組みを推進するため、BCPの事例を市ホームページで公開することで、BCPの普及啓発を図る。（再掲）

【推進方針】C-4（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設等の機能診断、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全、管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。（再掲）

A リスクコミュニケーション分野	C 官民連携分野	E 文化財保全・研究分野
B 人材育成分野	D 老朽化対策分野	F デジタル活用分野

【推進方針】D-1(公共施設等の長寿命化対策)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、限られた財源の中、市民に対する安心・安全な行政サービス(施設の利用等)を将来にわたり持続していくために、桜川市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する。
- 庁舎や学校、道路、上下水道、市営住宅など施設類型ごとに個別施設計画を策定し、点検・診断や修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築するとともに、メンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取り組みを実施する。
- 施設の適正な規模・機能等を検討し、施設の集約化等による資産総量の適正化に取り組むとともに、民間活力の導入による維持管理コストの削減など資産の有効活用を推進する。

A リスクコミュニケーション分野	C 官民連携分野	E 文化財保全・研究分野
B 人材育成分野	D 老朽化対策分野	F デジタル活用分野

【推進方針】E-1（保存活用）

- 伝統的建造物群保存地区等の各種文化財を将来にわたり保存していくため、空家対策、観光施策等と連携した積極的な活用を図る。
- 山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めつつ、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者などの人材育成に取り組みながら、土砂災害対策等も視野に入れた活動に取り組む。（再掲）
- 地域の担い手のほか、市民、企業、専門家、NPO等、多様な主体の参加による土地利用や山桜や里山保全活用を推進し、土地所有者や行政区などの地域の主導的な環境整備や管理に対して支援を行いながら、自主的・継続的な取り組みを促進する。

【推進方針】E-2（官学連携機関や樹木診断専門家との連携強化）

- 文化財指定地のサクラについて、茨城県立真壁高等学校と連携し樹木診断を行うとともに、専門家との連携を図りながら倒木や枯死の危険性のある樹木の特定や「名勝・天然記念物のサクラ年間管理計画」による樹勢回復や植栽環境改善作業に取り組む。

第4章 本市における国土強靭化の推進方針

A リスクコミュニケーション分野	C 官民連携分野	E 文化財保全・研究分野
B 人材育成分野	D 老朽化対策分野	F デジタル活用分野

【推進方針】F-1 (情報通信ネットワークの整備)

- 避難所開設時に、フリーWi-Fiスポット導入先を検討し、整備する。(再掲)

【推進方針】F-2 (情報伝達手段の多様化)

- 避難情報などの緊急情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため防災アプリを構築したが、防災行政無線の内容が聞こえない場合やアプリの不具合が発生した場合でも、確実に情報伝達が行えるよう、更なる伝達手段の多様化を推進する。(再掲)

【推進方針】F-3 (防災DXの推進)

- 防災関連業務において、ウェブ会議の活用、会議のリアルタイム配信、業務用アプリケーションの導入などを通じて、防災 DX を推進し、業務の効率化を図る。(再掲)
- 多言語翻訳が可能なサービスの導入を検討し、より多くの市民が安心して相談できる環境を構築する。(再掲)
- 大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用する。(再掲)

第5章 計画の推進と不断の見直し

I 市の他の計画の見直し

本計画を基本として、国土強靭化に係る市の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

2 計画の推進期間及び見直し

今後の国土強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は、当面令和8年度から令和12年度まで、以降は概ね5年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、市が実施し、又は把握している施策等を基に行なったものであり、今後、県や民間事業者等が独自に行っている取り組み等も評価の対象とすることを検討する必要がある。また、災害の個別事象について地域ごとの災害の起りやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要がある。

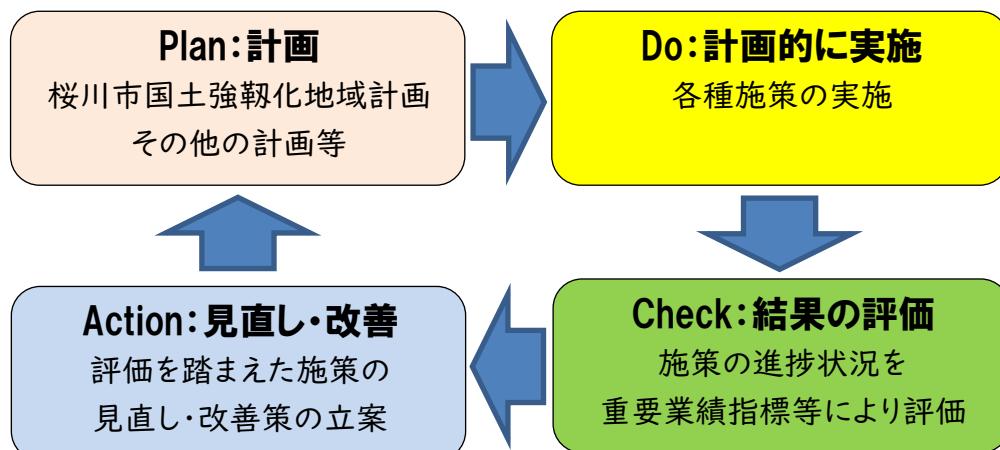
このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

3 施策の推進と重点化

(1) 施策の進捗管理とPDCAサイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取り組みの効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靭な桜川市づくりを進めていく。



(2) 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靭化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取り組みを進める必要がある。

本計画においては、国のリスクシナリオを参考に、本市の特色等を勘案し、27のリスクシナリオに整理・統合等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策の推進方針を策定している。これら27のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、以下に示す視点を基に、緊急性や優先度を総合的に判断し、16の重点化すべき施策群(重点プログラム)を設定した。

この重点プログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め、取り組みの一層の推進に努めるものとする。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標(現状値又は目標値)等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国全体の強靭化への寄与	当該施策が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など市外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

<リスクシナリオごとの重点化すべき施策群(重点プログラム)>

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1 あらゆる自然災害に対し、市民の直接死を最大限防ぐ	I-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	I-2	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	I-3	突発的又は広域的な洪水等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生
	I-4	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(3) プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、市の部局等横断的な施策群であり、いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではない。

このため、県や関係する部局等において推進体制を構築して、データや取り組み内容を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的に・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実行性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

4 個別施策事業

国土強靭化を進めるため、個別施策事業を別に定める。

別紙Ⅰ 桜川市国土強靭化地域計画に係る数値目標一覧

【推進方針】①-3(物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
備蓄食料	5,880食(R6)	7,560食	防災課
備蓄飲料水	7,500㍑(R6)	7,560㍑	防災課
【推進方針】①-4(広域連携体制の整備)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
自主(地区)防災組織結成地区数	110地区(R6)	120地区	防災課
消防団員数	494人(R6)	500人	防災課
【推進方針】①-8(学校施設の耐震化)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
桜川市立小学校・中学校・義務教育学校の耐震化率	100% (H27～現状維持)	—	学校教育課
【推進方針】①-10(小学校・中学校・義務教育学校における防災教育)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
桜川市立小学校・中学校・義務教育学校における地震・火災を想定した避難訓練の実施率	100% (H27～現状維持)	—	学校教育課
桜川市立小学校等における防災学習時間	年間に各学校 5時間程度実施	年間に各学校 7時間程度実施	学校教育課
【推進方針】①-11(地域防災力の強化)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
桜川市防災ボランティア(桜BB)登録者数	24人	50人	防災課

■別紙Ⅰ 桜川市国土強靭化地域計画に係る数値目標一覧

【推進方針】②-3(防火対策)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
市道改良率	35.1% (R6)	35.6% (R12)	建設課
特定建築物の耐震化率	87.7%	95.0% (R7)	都市整備課
【推進方針】②-4(上下水道施設の耐震化等)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
有収率	61.2%	64.2%	水道課
下水道処理区域内における避難所等の重要な施設に接続する配水管	耐震管延長(配水支管) 13.7km (R5) 耐震適合管以外(配水支管) 3.2km (R5) 耐震管率81.1% (R5)	耐震管延長(配水支管) 15.1km (R11) 耐震適合管以外(配水支管) 3.0km (R11) 耐震管率83.4% (R11)	水道課
下水道処理区域外における避難所等の重要な施設に接続する配水管	耐震管延長(配水支管) 20.3km (R5) 耐震適合管以外(配水支管) 27.5km (R5) 耐震管率42.5% (R5)	耐震管延長(配水支管) 20.4km (R11) 耐震適合管以外(配水支管) 27.4km (R11) 耐震管率42.7% (R11)	水道課
下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠の点検・調査	1.7km	3.0km	下水道課
【推進方針】③-2(医療救護活動の体制強化)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
市立病院の耐震化率	100% (H30～現状維持)	—	健康推進課
【推進方針】③-5(避難行動要支援者対策)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
避難行動要支援者に関する個別避難計画作成数	89件 (R7.4)	261件	社会福祉課
予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率	麻しん・風しん 1期92.5% 2期95.3%	麻しん・風しん 1期95.0% 2期95.0%	健康推進課

【推進方針】④-2(ライフラインの災害対応力強化・早期復旧)

数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
有収率(再掲)	61.2%	64.2%	水道課
下水道処理区域内における避難所等の重要な施設に接続する配水管(再掲)	耐震管延長(配水支管) 13.7km(R5) 耐震適合管以外(配水支管)3.2km(R5) 耐震管率81.1%(R5)	耐震管延長(配水支管) 15.1km(R11) 耐震適合管以外(配水支管)3.0km(R11) 耐震管率83.4%(R11)	水道課
下水道処理区域外における避難所等の重要な施設に接続する配水管(再掲)	耐震管延長(配水支管) 20.3km(R5) 耐震適合管以外(配水支管)27.5km(R5) 耐震管率42.5%(R5)	耐震管延長(配水支管) 20.4km(R11) 耐震適合管以外(配水支管)27.4km(R11) 耐震管率42.7%(R11)	水道課
下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠の点検・調査(再掲)	1.7km	3.0km	下水道課

【推進方針】⑤-4(道路等の防災・減災対策及び耐震化)

数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
市道改良率(再掲)	35.1%(R6)	35.6%(R12)	建設課
橋梁点検箇所	370橋(R6)	370橋(R6~R10)	建設課
橋梁修繕工事	53橋(R6)	70橋(R12)	建設課

【推進方針】⑤-5(緊急輸送体制の整備)

数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
都市計画道路整備(改良)率	37.5%	49.1%	都市整備課

【推進方針】⑤-6(緊急輸送道路の整備)

数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
橋梁点検箇所(再掲)	370橋(R6)	370橋(R6~R10)	建設課
橋梁修繕工事(再掲)	53橋(R6)	70橋(R12)	建設課

■別紙Ⅰ 桜川市国土強靭化地域計画に係る数値目標一覧

【推進方針】⑦-1(河川改修等の治水対策)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
普通河川改修箇所	4箇所(R6)	8箇所(R12)	建設課
【推進方針】⑦-2(総合的な土砂災害対策の推進)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
人材育成講座受講者数(累計)	67人	650人	ヤマザクラ課
【推進方針】D-1(公共施設等の長寿命化対策)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
桜川市公営住宅長寿命化計画 改修棟数	15棟	18棟	都市整備課
有収率(再掲)	61.2%	64.2%	水道課
下水道処理区域内における避難所等の重要な施設に接続する配水管(再掲)	耐震管延長(配水支管) 13.7km(R5) 耐震適合管以外(配水支管)3.2km(R5) 耐震管率81.1%(R5)	耐震管延長(配水支管) 15.1km(R11) 耐震適合管以外(配水支管)3.0km(R11) 耐震管率83.4%(R11)	水道課
下水道処理区域外における避難所等の重要な施設に接続する配水管(再掲)	耐震管延長(配水支管) 20.3km(R5) 耐震適合管以外(配水支管)27.5km(R5) 耐震管率42.5%(R5)	耐震管延長(配水支管) 20.4km(R11) 耐震適合管以外(配水支管)27.4km(R11) 耐震管率42.7%(R11)	水道課
下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠の点検・調査(再掲)	1.7km	3.0km	下水道課
【推進方針】E-1(保存活用)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
人材育成講座受講者数(累計)(再掲)	67人	650人	ヤマザクラ課
【推進方針】E-2(官学連携機関や樹木診断専門家との連携強化)			
数値目標 項目	現況	目標(R12)	担当課
樹木診断、植栽環境改善作業(累計)	152本	450本	ヤマザクラ課

別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標 |

あらゆる自然災害に対し、市民等の直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(市の防災拠点機能の確保)

- 市庁舎は、市民の安全を守る防災拠点としての役割を果たすため、耐震基準を満たし、大規模災害時でも72時間業務継続が可能な非常用発電を備え、自衛隊などの災害派遣の受け入れが可能となる新庁舎の整備が必要である。
- 災害対策本部員、災害対策本部事務局職員をはじめ、市職員の災害対応力強化及び防災意識向上のための訓練を、定期的に実施する必要がある。

(広域連携体制の整備)

- 災害発生時には地域の中心となり活動にあたる消防団や、各広域関係機関との連絡体制を平時より十分に整えておく必要がある。
- 関係医療機関との連携を強化し、広域消防との救急体制及び通信連絡体制の構築を図る必要がある。
- 大規模災害の発生時には、救助・救急活動の不足が懸念されるため、災害時相互応援協定等を活用するとともに、自衛隊など各機関の応援を受け入れるための受援計画を策定し、円滑な活動ができる体制を整備する必要がある。さらに、近隣市町村も同時に被災する可能性が高いことを踏まえ、応援要請などについて県に対し積極的に働きかける必要がある。
- 土石流発生危険予想渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに、危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備する必要がある。
- 市、警察、消防機関は、平時から防災に関する情報の収集に努めるとともに、災害発生の危険性のある地域を把握し、情報を共有する必要がある。
- 広域消防との連携を強化し、必要な消防職員の確保及び技術向上に努めるとともに、消防施設の整備を進め常備消防力の向上を図る必要がある。
- 災害対応において「自助・共助・公助」のうち、特に自助・共助が重要であることから、自主(地区)防災組織の結成及び充実に向けた取り組みを促進する必要がある。
- 大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用を図る必要がある。

(警察・消防等の防災拠点機能の確保)

- 消防設備においては複雑化・多様化する災害に対応し、大規模災害に備えて効果的に活動ができるよう、充実と強化に引き続き取り組む必要がある。
- 災害現場では、情報の伝達を迅速かつ的確に行えるよう、消防通信施設の充実を進める必要がある。
- 災害時の防災拠点となる学校施設の耐震化率は、平成27年度時点で100%を達成している。学校施設は、大規模災害時に地域住民の避難所として機能し、安全を確保する上で重要な役割を果たしているため、適切な維持管理に引き続き取り組むことが必要である。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ I-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(学校施設の機能強化)

○学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、近年の急激な気候変動や高齢化の進行などへの対応も視野に入れ、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要である。このため、避難所として備えるべき機能として、体育館等への空調機器の整備が求められていることから、優先順位を検討した上で、整備する必要がある。

(学校施設の耐震化)

○学校施設は、大規模災害時に重要な役割を果たす避難所に利用されることから、耐震性を維持する必要がある。

(学校施設の老朽化対策)

○校舎・園舎等の老朽化が進み、修繕を必要とする箇所が多岐にわたり増えている。学校施設における児童・生徒の安全確保、建築物の被害軽減を図るため、計画的な修繕、改修による長寿命化を図り、安全性、快適性の高い学校施設を確保していく必要がある。

※文部科学省 学校施設環境改善交付金等を活用

(小学校・中学校・義務教育学校における防災教育)

○児童・生徒及び教職員に対する防災教育や地震・火災を想定して地域や防災機関と連携した避難訓練、保護者への引き渡し訓練を実施しているが、引き続き継続する必要がある。

○市内小中・義務教育学校において、防災担当職員による出前講座(防災授業)を実施し、児童・生徒やその保護者の防災意識向上に繋がる取り組みを行う必要がある。

(住宅、建築物等の耐震化)

○市は県と連携し、所有者への働きかけ等を通して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物(一定規模以上の建築物で不特定多数の者が利用するもの)の耐震化の促進を図る必要がある。

○市は県と連携し、耐震診断等に関する国庫補助金等を活用した事業を実施することにより住宅の耐震化を促進する必要がある。

○政府系資金を導入した融資の斡旋と、民間資金の利用により、耐火、耐震性を有する建築物の整備促進を図る必要がある。

(市街地整備等)

○市街地における大規模な地震災害と、これに伴う同時多発火災が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地の整備を図る必要がある。

○市内には、いわゆる人口集中地区(DID地区)は存在しないが、伝統的建造物群保存地区では木造の古民家が密集していることから、消防水利の不足、進入路の狭隘等消防活動上の課題を整理した伝統的建造物群保存地区防災計画を策定し、消防当局との連携を図りつつ、各種防災施設等の整備を図る必要がある。

リスクシナリオ I-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(老朽・空き家対策)

- 犯罪の温床となるおそれのある空き家については、所有者に対して適正管理を促す必要がある。
- 適正な管理と利活用に向け、空き家などの建物管理・活用に関する意向調査を行うとともに、空家等活用促進指針に基づく空家等活用促進区域において重点的に空家の活用を図る必要がある。

(避難行動要支援者対策)

- 災害時の利用状況を考慮し、避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう所在地の周知徹底を図るとともに、必要な案内板設置を検討する必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立する必要がある。
- 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく必要がある。
- 市や行政区においては、自主(地区)防災組織、民生委員児童委員・支援協力者等が連携し、発災時に自助、共助により安否確認や避難を実施する必要性があることから、要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者避難行動計画(全体計画・個別計画)に基づき、平時から円滑な支援体制を確立する必要がある。
- 学校施設が罹災あるいは地域の避難施設となり、通常の教育ができなくなった場合は、教育関連機関や防災担当部局等が緊密に連携し、児童・生徒の安全及び教育を確保する必要がある。
- 巡回相談チームの編成を想定し、健康状態の把握や適切な保健指導が実施できるよう各種の情報を共有し、子ども、高齢者や外国人等にも配慮した総合的な支援体制を整える必要がある。また、関係機関と連携し、予防接種の必要性を周知するとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図る必要がある。

(道路等の防災・減災対策及び耐震化)

- 国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する必要がある。
- 幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備を図る必要がある。
- 橋梁の点検を実施し、老朽橋の架替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保を図る必要がある。
- 災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通应急対策については、道路管理者(市道においては市長)、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する必要がある。
- 各道路管理者との協力のもとに、桜川市バス(ヤマザクラGO)の運行ルートの防災、震災対策や緊急輸送道路の洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ I-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

○道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う必要がある。特に、要配慮者の増加や道路脇の水路、電柱上の高圧トランクなど、道路利用者並びに道路に付帯する構造物等に留意し、安全対策を図る必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

○市内の防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署）、輸送拠点（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート、物資集積場等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する必要がある。

○緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、茨城県都市計画道路再検討指針に基づく都市計画道路の再検討結果等とも連携しつつ、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網を整備する必要がある。

○行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図る必要がある。

リスクシナリオ I-2

地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(警察・消防等の防災拠点機能の確保) (再掲)

○消防設備においては複雑化・多様化する災害に対応し、大規模災害に備えて効果的に活動ができるよう、充実と強化に引き続き取り組む必要がある。

○災害現場では、情報の伝達を迅速かつ的確に行えるよう、消防通信施設の充実を進める必要がある。

○災害時の防災拠点となる学校施設の耐震化率は、平成27年度時点で100%を達成している。学校施設は、大規模災害時に地域住民の避難所として機能し、安全を確保する上で重要な役割を果たしているため、適切な維持管理に引き続き取り組むことが必要である。

(小学校・中学校・義務教育学校における防災教育) (再掲)

○児童・生徒及び教職員に対する防災教育や地震・火災を想定して地域や防災機関と連携した避難訓練、保護者への引き渡し訓練を実施しているが、引き続き継続する必要がある。

○市内小中・義務教育学校において、防災担当職員による出前講座（防災授業）を実施し、児童・生徒やその保護者の防災意識向上に繋がる取り組みを行う必要がある。

(市街地整備等) (再掲)

○市街地における大規模な地震災害と、これに伴う同時多発火災が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地の整備を図る必要がある。

○市内には、いわゆる人口集中地区（DID地区）は存在しないが、伝統的建造物群保存地区では

リスクシナリオ I-2

地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

木造の古民家が密集していることから、消防水利の不足、進入路の狭隘等消防活動上の課題を整理した伝統的建造物群保存地区防災計画を策定し、消防当局との連携を図りつつ、各種防災施設等の整備を図る必要がある。

(防火対策)

- 災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する必要がある。その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する必要がある。
- 道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備が必要である。
- 公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを進める必要がある。
- 文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る必要がある。また、必要に応じて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての、防火のための標識の設置等を検討する必要がある。
- 林野火災予防のために関係機関と連携して、林野火災の多い時期には特に注意喚起を図る必要がある。
- 林野周辺住民や登山者等への防火意識の向上を図るため、広報活動や林野火災防ぎよ訓練を継続して行う必要がある。
- 防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、火災に関する警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等が必要である。
- 消防機関及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催するなど防火管理体制の充実を図る必要がある。

(伝統的建造物保存地区の保存)

- 伝統的建造物群保存地区における火災、地震等の各種災害による被害拡大を防ぐため、伝統的建造物群保存地区防災計画を策定し、消防当局との連携を図りつつ、各種防災施設等を整備する必要がある。

(避難行動要支援者対策) (再掲)

- 災害時の利用状況を考慮し、避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう所在地の周知徹底を図るとともに、必要な案内板設置を検討する必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立する必要がある。
- 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ I-2

地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

備を促進していく必要がある。

- 市や行政区においては、自主（地区）防災組織、民生委員児童委員・支援協力者等が連携し、発災時に自助、共助により安否確認や避難を実施する必要性があることから、要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者避難行動計画（全体計画・個別計画）に基づき、平時から円滑な支援体制を確立する必要がある。
- 学校施設が罹災あるいは地域の避難施設となり、通常の教育ができなくなった場合は、教育関連機関や防災担当部局等が緊密に連携し、児童・生徒の安全及び教育を確保する必要がある。
- 巡回相談チームの編成を想定し、健康状態の把握や適切な保健指導が実施できるよう各種の情報を共有し、子ども、高齢者や外国人等にも配慮した総合的な支援体制を整える必要がある。また、関係機関と連携し、予防接種の必要性を周知するとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図る必要がある。

リスクシナリオ I-3

突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（避難行動要支援者対策）（再掲）

- 災害時の利用状況を考慮し、避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう所在地の周知徹底を図るとともに、必要な案内板設置を検討する必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立する必要がある。
- 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく必要がある。
- 市や行政区においては、自主（地区）防災組織、民生委員児童委員・支援協力者等が連携し、発災時に自助、共助により安否確認や避難を実施する必要性があることから、要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者避難行動計画（全体計画・個別計画）に基づき、平時から円滑な支援体制を確立する必要がある。
- 学校施設が罹災あるいは地域の避難施設となり、通常の教育ができなくなった場合は、教育関連機関や防災担当部局等が緊密に連携し、児童・生徒の安全及び教育を確保する必要がある。
- 巡回相談チームの編成を想定し、健康状態の把握や適切な保健指導が実施できるよう各種の情報を共有し、子ども、高齢者や外国人等にも配慮した総合的な支援体制を整える必要がある。また、関係機関と連携し、予防接種の必要性を周知するとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図る必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 洪水による水害を予防するため桜川改修期成同盟会等の活動を通して、国、県、流域自治体等

リスクシナリオ 1-3

突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

とも連携を図り、氾濫を防ぐ・減らす、被害対象を減らす、被害の軽減・早期復旧・復興に資する施策の総合的な展開を図る必要がある。

○桜川沿岸や観音川沿岸は、警報級の大雨の際に流域一帯が冠水し農作物等に被害が発生するので、その未然防止対策を講じる必要がある。

○県が洪水浸水想定区域を指定したことに伴い、河川が氾濫した場合に浸水する恐れのある区域や災害時に避難等の適切な行動をとっていただくためのハザードマップを作成し、土砂災害と併せて住民に周知する必要がある。

(総合的な土砂災害対策の推進)

○急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し、治山事業・森林整備やまちづくりと一体となった土砂災害対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する必要がある。

○土砂災害の危険区域や災害時に避難等の適切な行動をとっていただくためのハザードマップを作成し、洪水災害と併せて住民に周知する必要がある。

○地盤沈下は、地震水害の被害を増大させたり、建築物、土木建造物等の耐震性の劣化につながる可能性が指摘されているため、地盤沈下の進行を停止させるよう、その原因でもある地下水の過剰揚水を規制する必要がある。

○山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めつつ、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者などの人材育成に取り組みながら、土砂災害対策等も視野に入れた活動に取り組む必要がある。

○雨量監視システム(市内9箇所に設置された雨量計)を適切に運用し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や浸水想定区域内の住民に対して的確な避難情報を提供する体制を整備する必要がある。

リスクシナリオ 1-4

大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

(広域連携体制の整備)(再掲)

○災害発生時には地域の中心となり活動にあたる消防団や、各広域関係機関との連絡体制を平時より十分に整えておく必要がある。

○関係医療機関との連携を強化し、広域消防との救急体制及び通信連絡体制の構築を図る必要がある。

○大規模災害の発生時には、救助・救急活動の不足が懸念されるため、災害時相互応援協定等を活用するとともに、自衛隊など各機関の応援を受け入れるための受援計画を策定し、円滑な活動ができる体制を整備する必要がある。さらに、近隣市町村も同時に被災する可能性が高いことを踏まえ、応援要請などについて県に対し積極的に働きかける必要がある。

○土石流発生危険予想渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ I-4

大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

然に防止するよう強力に事業を推進するとともに、危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備する必要がある。

○市、警察、消防機関は、平時から防災に関する情報の収集に努めるとともに、災害発生の危険性のある地域を把握し、情報を共有する必要がある。

○広域消防との連携を強化し、必要な消防職員の確保及び技術向上に努めるとともに、消防施設の整備を進め常備消防力の向上を図る必要がある。

○災害対応において「自助・共助・公助」のうち、特に自助・共助が重要であることから、自主(地区)防災組織の結成及び充実に向けた取り組みを促進する必要がある。

○大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用を図る必要がある。

(自然災害を考慮した土地利用等)

○災害の発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う必要がある。

(農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化)

○被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取り組みを推進する必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設等の機能診断、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全、管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

○農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

○森林については、適切な森林の整備や山地災害の危険性の高い箇所を優先に着手するなど、総合的かつ効果的な治山対策の推進が必要である。

○多様な生態系を有する農地や森林の荒廃を防止するため、県や市鳥獣害対策協議会などとも連携を図り効率的な有害鳥獣対策を推進する必要がある。

(河川改修等の治水対策)(再掲)

○洪水による水害を予防するため桜川改修期成同盟会等の活動を通して、国、県、流域自治体等とも連携を図り、氾濫を防ぐ・減らす、被害対象を減らす、被害の軽減・早期復旧・復興に資する施策の総合的な展開を図る必要がある。

○桜川沿岸や観音川沿岸は、警報級の大雨の際に流域一帯が冠水し農作物等に被害が発生するので、その未然防止対策を講じる必要がある。

リスクシナリオ 1-4

大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

○県が洪水浸水想定区域を指定したことに伴い、河川が氾濫した場合に浸水する恐れのある区域や災害時に避難等の適切な行動をとっていただくためのハザードマップを作成し、土砂災害と併せて住民に周知する必要がある。

(総合的な土砂災害対策の推進)(再掲)

○急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し、治山事業・森林整備やまちづくりと一体となった土砂災害対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する必要がある。

○土砂災害の危険区域や災害時に避難等の適切な行動をとっていただくためのハザードマップを作成し、洪水災害と併せて住民に周知する必要がある。

○地盤沈下は、地震水害の被害を増大させたり、建築物、土木建造物等の耐震性の劣化につながる可能性が指摘されているため、地盤沈下の進行を停止させるよう、その原因でもある地下水の過剰揚水を規制する必要がある。

○山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めつつ、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者などの人材育成に取り組みながら、土砂災害対策等も視野に入れた活動に取り組む必要がある。

○雨量監視システム(市内9箇所に設置された雨量計)を適切に運用し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や浸水想定区域内の住民に対して的確な避難情報を提供する体制を整備する必要がある。

(土砂災害防止施設等の長寿命化対策)

○土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県などの協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る必要がある。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ2-1

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(広域連携体制の整備) (再掲)

- 災害発生時には地域の中心となり活動にあたる消防団や、各広域関係機関との連絡体制を平時より十分に整えておく必要がある。
- 関係医療機関との連携を強化し、広域消防との救急体制及び通信連絡体制の構築を図る必要がある。
- 大規模災害の発生時には、救助・救急活動の不足が懸念されるため、災害時相互応援協定等を活用するとともに、自衛隊など各機関の応援を受け入れるための受援計画を策定し、円滑な活動ができる体制を整備する必要がある。さらに、近隣市町村も同時に被災する可能性が高いことを踏まえ、応援要請などについて県に対し積極的に働きかける必要がある。
- 土石流発生危険予想渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに、危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備する必要がある。
- 市、警察、消防機関は、平時から防災に関する情報の収集に努めるとともに、災害発生の危険性のある地域を把握し、情報を共有する必要がある。
- 広域消防との連携を強化し、必要な消防職員の確保及び技術向上に努めるとともに、消防施設の整備を進め常備消防力の向上を図る必要がある。
- 災害対応において「自助・共助・公助」のうち、特に自助・共助が重要であることから、自主(地区)防災組織の結成及び充実に向けた取り組みを促進する必要がある。
- 大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用を図る必要がある。

(警察・消防等の防災拠点機能の確保) (再掲)

- 消防設備においては複雑化・多様化する災害に対応し、大規模災害に備えて効果的に活動ができるよう、充実と強化に引き続き取り組む必要がある。
- 災害現場では、情報の伝達を迅速かつ的確に行えるよう、消防通信施設の充実を進める必要がある。
- 災害時の防災拠点となる学校施設の耐震化率は、平成27年度時点で100%を達成している。学校施設は、大規模災害時に地域住民の避難所として機能し、安全を確保する上で重要な役割を果たしているため、適切な維持管理に引き続き取り組むことが必要である。

リスクシナリオ2-2

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療救護施設等の機能強化)

- 医療救護施設等は、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震化に努めるとともに、災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置を推進する必要がある。

リスクシナリオ2-2

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療救護活動の体制強化)

○災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図るとともに、医療関係団体は市が実施する防災訓練に積極的に参加する必要がある。さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る必要がある。

(地域の医療機関の連携)

○広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について検討する必要がある。

(医薬品等の供給体制の整備)

○緊急時における医薬品等の供給のための連絡体制について、医療機関への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備える必要がある。

リスクシナリオ2-3

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(要配慮者利用施設における避難確保計画の策定等促進)

○市内の要配慮者利用施設に対し、県などとの連携を図り、水防法等に基づく避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進するとともに、タイムラインの作成や多様な防災関係機関との連携を通じて、各種訓練の実施を支援する必要がある。

リスクシナリオ2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備)

○大規模災害発生時には応急復旧に必要な資機材等が不足することが懸念されるので、資機材を備蓄し定期的に点検、整備を行うとともに県内外の他市町村との相互応援体制の構築を図る必要がある。

○避難が長期化する大規模災害発生の際には多くの方が避難することになるため、食料や生活必需品等の備蓄数量を計画的に確保するとともに、適宜、備蓄状況を公表することが必要である。また災害時には避難所のトイレが使用できなくなることが想定されるので非常用トイレの整備が必要である。

○避難が長期化し、市が備蓄している物資だけでは対応が困難となる状況を踏まえ、他自治体や民間企業との協定を活用し、安定的な物資提供の確保を図る必要がある。

(被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止)

○各家庭における生活必需品や食糧の備蓄確保を促す必要がある。

○災害発生時に被災者へ飲料水等を速やかに供給するためには、備蓄数量を計画的に確保するとともに、事業者等との協定に基づき流通備蓄を活用する必要がある。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 市内の生産者や事業者と密接な関係を持つ地域商社を仲介役として、災害発生直後の迅速な食料の調達スキームの確立が必要である。

(情報通信ネットワークの整備)

- 防災行政無線については、既に整備が完了しているが、その適正な運用を維持するため、引き続き維持管理に取り組む必要がある。

- 公共施設個別施設計画の策定にあたり、電気設備についても現地調査を実施し、老朽化した設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る必要がある。

- 避難所開設時に、フリーWi-Fiスポット導入先を検討する必要がある。

(孤立の可能性がある地域における対策の推進)

- 道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える必要がある。

- 道路状況や通信手段の確保状況から孤立が予想される地域について、事前に状況を把握するよう努め、過去の災害事例を参考にするとともに、消防署や消防団などの防災関係機関から意見を聴取する必要がある。

- 孤立の可能性がある地域では、地域の代表者（区長等）と、災害発生時の防災情報提供体制を整備する必要がある。

- 孤立の可能性がある地域において、救出救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保しておく必要がある。

リスクシナリオ2-5

想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

(物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備) (再掲)

- 大規模災害発生時には応急復旧に必要な資機材等が不足することが懸念されるので、資機材を備蓄し定期的に点検、整備を行うとともに県内外の他市町村との相互応援体制の構築を図る必要がある。

- 避難が長期化する大規模災害発生の際には多くの方が避難することになるため、食料や生活必需品等の備蓄数量を計画的に確保するとともに、適宜、備蓄状況を公表することが必要である。また災害時には避難所のトイレが使用できなくなることが想定されるので非常用トイレの整備が必要である。

- 避難が長期化し、市が備蓄している物資だけでは対応が困難となる状況を踏まえ、他自治体や民間企業との協定を活用し、安定的な物資提供の確保を図る必要がある。

リスクシナリオ2-6

大規模な自然災害と感染症との同時発生

(医療救護活動の体制強化) (再掲)

- 災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図るとともに、医療関係団体は市が実施する防災訓練に積極的に参加する必要がある。さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時

リスクシナリオ2-6

大規模な自然災害と感染症との同時発生

より相互の連携を図る必要がある。

(地域の医療機関の連携) (再掲)

○広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について検討する必要がある。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標3

必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-1

被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(広域連携体制の整備) (再掲)

- 災害発生時には地域の中心となり活動にあたる消防団や、各広域関係機関との連絡体制を平時より十分に整えておく必要がある。
- 関係医療機関との連携を強化し、広域消防との救急体制及び通信連絡体制の構築を図る必要がある。
- 大規模災害の発生時には、救助・救急活動の不足が懸念されるため、災害時相互応援協定等を活用するとともに、自衛隊など各機関の応援を受け入れるための受援計画を策定し、円滑な活動ができる体制を整備する必要がある。さらに、近隣市町村も同時に被災する可能性が高いことを踏まえ、応援要請などについて県に対し積極的に働きかける必要がある。
- 土石流発生危険予想渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに、危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備する必要がある。
- 市、警察、消防機関は、平時から防災に関する情報の収集に努めるとともに、災害発生の危険性のある地域を把握し、情報を共有する必要がある。
- 広域消防との連携を強化し、必要な消防職員の確保及び技術向上に努めるとともに、消防施設の整備を進め常備消防力の向上を図る必要がある。
- 災害対応において「自助・共助・公助」のうち、特に自助・共助が重要であることから、自主(地区)防災組織の結成及び充実に向けた取り組みを促進する必要がある。
- 大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用を図る必要がある。

(交通事故等の回避対策)

- 警察及び関係機関の指示のもと、交通安全団体組織による避難誘導や交通整理等の補助員として、対応できるよう連携を図る必要がある。

リスクシナリオ 3-2

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(市の防災拠点機能の確保) (再掲)

- 市庁舎は、市民の安全を守る防災拠点としての役割を果たすため、耐震基準を満たし、大規模災害時でも72時間業務継続が可能な非常用発電を備え、自衛隊などの災害派遣の受け入れが可能となる新庁舎の整備が必要である。
- 災害対策本部員、災害対策本部事務局職員をはじめ、市職員の災害対応力強化及び防災意識向上のための訓練を、定期的に実施する必要がある。

(防災DXの推進)

- 防災関連業務において、防災DXを推進し、業務の効率化を図る必要がある。
- 大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用を図る必要がある。(再掲)

事前に備えるべき目標4

経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 4-1

サプライチェーンの寸断等による市内企業の生産力低下による社会活動の維持への甚大な影響

(市内事業者における事業継続計画:BCPの普及啓発)

- 中小企業における主体的な事業継続計画の取り組みを推進するため、BCPの事例を市ホームページで公開することで、BCPの普及啓発を図る必要がある。
- 発災時における市内事業者の事業継続と有害物質の発生及び拡大を防ぐため、関係機関と連携して法令の定めるところによる保安体制の強化や事業継続計画などの策定を促進し、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成、危険物等取扱施設の安全性を高める必要がある。

リスクシナリオ 4-2

高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(市内事業者における事業継続計画:BCPの普及啓発)(再掲)

- 中小企業における主体的な事業継続計画の取り組みを推進するため、BCPの事例を市ホームページで公開することで、BCPの普及啓発を図る必要がある。
- 発災時における市内事業者の事業継続と有害物質の発生及び拡大を防ぐため、関係機関と連携して法令の定めるところによる保安体制の強化や事業継続計画などの策定を促進し、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成、危険物等取扱施設の安全性を高める必要がある。

リスクシナリオ 4-3

食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化)(再掲)

- 被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取り組みを推進する必要がある。

リスクシナリオ 4-4

農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

(自然災害を考慮した土地利用等)(再掲)

- 災害の発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う必要がある。

(多様な生態系の保全・再生の促進)

- 市域の山地の多くは、水郷筑波国定公園に指定されており、そのふもとに広がる田園地帯や桜川、ため池等と一体となって多様な生態系を有していることから、各管理者等との連携により生態系の保全・再生を図る必要がある。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ 4-4

農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) (再掲)

○災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設等の機能診断、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全、管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

○農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

○森林については、適切な森林の整備や山地災害の危険性の高い箇所を優先に着手するなど、総合的かつ効果的な治山対策の推進が必要である。

○多様な生態系を有する農地や森林の荒廃を防止するため、県や市鳥獣害対策協議会などとも連携を図り効率的な有害鳥獣対策を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、
交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-1

テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信ネットワークの整備) (再掲)

- 防災行政無線については、既に整備が完了しているが、その適正な運用を維持するため、引き続き維持管理に取り組む必要がある。
- 公共施設個別施設計画の策定にあたり、電気設備についても現地調査を実施し、老朽化した設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る必要がある。
- 避難所開設時に、フリーWi-Fiスポット導入先を検討する必要がある。

(災害情報の収集、伝達体制の確保)

- 関係機関による巡回や行政区区長等からの報告により情報を得られることもあるが、必要に応じて県の防災ヘリの要請やドローンによる偵察も行う必要がある。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置や防災行政無線など、市民への情報を確実かつ迅速に提供するための手段の更なる多様化を図る必要がある。
- 区長を通じて直接情報を伝達する場合もあるため、自主（地区）防災組織の情報班をはじめ、組織体制の構築を推進する必要がある。
- 災害発生時に正確な情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報や情報発信手段をシミュレーションする必要がある。
- 住民への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ様々な媒体の活用を促進するとともに、これらを適切に運用し事象に応じた災害情報を伝える体制の充実を図る必要がある。
- 住民に対し、確実に情報を発信できるよう、防災行政無線拡声子局のバッテリーを定期的に更新する必要がある。また、老朽化した拡声子局パンザマストを優先順位を定めた上で更新していく必要がある。(再掲)

(情報伝達手段の多様化)

- 避難情報などの緊急情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため防災アプリを構築したが、防災行政無線の内容が聞こえない場合やアプリの不具合が発生した場合でも、確実に情報伝達が行えるよう、更なる伝達手段の多様化を推進する必要がある。

リスクシナリオ 5-2

電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(エネルギーの供給源の安定化)

- 災害発生時の停電を回避するため、公共施設や福祉施設等の避難所において、自家発電設備や燃料の備蓄を図る必要がある。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ 5-2

電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

(情報通信ネットワークの整備)(再掲)

- 防災行政無線については、既に整備が完了しているが、その適正な運用を維持するため、引き続き維持管理に取り組む必要がある。
- 公共施設個別施設計画の策定にあたり、電気設備についても現地調査を実施し、老朽化した設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る必要がある。
- 避難所開設時に、フリーWi-Fiスポット導入先を検討する必要がある。

リスクシナリオ 5-3

都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(ライフラインの災害対応力強化・早期復旧)

- 主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する必要がある。
- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図る必要がある。また、発災後の早期復旧に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有などの必要な体制整備を図る必要がある。

(大規模災害発生時の緊急給油対策)

- 災害発生時には、使用可能な給油所が限られる場合があることを踏まえ、石油業組合との協定に基づき、必要な車両や施設への優先的な給油を確保するため、連絡体制を整えておく必要がある。

(エネルギーの供給源の安定化)(再掲)

- 災害発生時の停電を回避するため、公共施設や福祉施設等の避難所において、自家発電設備や燃料の備蓄を図る必要がある。

リスクシナリオ 5-4

上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(上下水道施設の耐震化等)

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、基幹管路等水道施設の老朽化対策及び耐震化を着実に進める必要がある。
- 水道の施設設備や水道管路等の老朽化や耐震化対策、技術者の確保などを効果的、効率的に進められるよう水道事業の広域連携が必要である。
- 下水道施設の下水道BCPは、策定率(簡易版)100%であるが、災害時における対応訓練を重ねながら継続的に見直し、内容の充実を図る必要がある。
- 農業集落排水施設の最適整備構想に基づき、老朽化対策や耐震化を進める必要がある。
- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新及び長寿命化対策工事を進

リスクシナリオ 5-4

上下水道施設の長期間にわたる機能停止

める必要がある。

- 地震などの災害に強いとされている浄化槽について、使用者による適切な維持管理と老朽化した浄化槽の更新を促す必要がある。

(ライフラインの災害対応力強化・早期復旧) (再掲)

- 主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する必要がある。

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図る必要がある。また、発災後の早期復旧に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有などの必要な体制整備を図る必要がある。

リスクシナリオ 5-5

基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(ライフラインの災害対応力強化・早期復旧) (再掲)

- 主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する必要がある。

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図る必要がある。また、発災後の早期復旧に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有などの必要な体制整備を図る必要がある。

(道路等の防災・減災対策及び耐震化) (再掲)

- 国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する必要がある。

- 幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備を図る必要がある。

- 橋梁の点検を実施し、老朽橋の架替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保を図る必要がある。

- 災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者（市道においては市長）、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する必要がある。

- 各道路管理者との協力のもとに、桜川市バス（ヤマザクラGO）の運行ルートの防災、震災対策や緊急輸送道路の洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。

- 道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う必要がある。特に、要配慮者の増加や道路脇の水路、電柱上の高圧トランクなど、道路利用者並びに道路に付帯する構造物等に留意し、安全対策を図る必要がある。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ 5-5

基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送体制の整備) (再掲)

- 市内の防災活動拠点(市庁舎、警察署、消防署)、輸送拠点(道路、鉄道駅、臨時ヘリポート、物資集積場等)、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する必要がある。
- 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、茨城県都市計画道路再検討指針に基づく都市計画道路の再検討結果等とも連携しつつ、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網を整備する必要がある。
- 行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図る必要がある。

(緊急輸送道路の整備)

- 人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を指定する必要がある。指定された緊急輸送道路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく必要がある。

(林道等の整備)

- 災害発生時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用しうる林道を把握し、整備を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標6

社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(地域防災力の強化)

- 地域の防災力を高めるために自主(地区)防災組織の結成、育成を推進していく必要がある。
- 自主(地区)防災組織の育成を推進するとともに、建設業団体との協定を通じて、迅速な復旧が可能となる体制を整えておく必要がある。
- 火災予防週間などの機会を活用し、市民への防火意識の向上を積極的に図るとともに、平時から火災の未然防止を図る必要がある。
- 消防団は、今後も地域防災力を維持していくために、桜川市消防団組織再編計画(令和7年2月)に基づき、新たな組織体制の構築を図る必要がある。
- 消防団が活動するために必要な救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車等や、車庫・詰所等、車両や施設を優先順位を定めた上で更新する必要がある。
- 大規模災害時等には、消火栓が使用できなくなったり、消防車両の到着が遅れたりすることも想定されるので、住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する必要がある。
- 自分の生命や財産は自分で守るという自助の考え方を踏まえ、緊急時に一人ひとりが正しい判断で行動できるよう防災意識の向上を促す必要がある。
- 本市独自の取り組みである桜川市防災安全士(桜BB)の養成を推進し、災害時に必要な知識や技能を持つ人材を確保する必要がある。
- 避難所を単位とした、地区防災計画の策定を推進する必要がある。

(防火対策)(再掲)

- 災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する必要がある。その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する必要がある。
- 道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備が必要である。
- 公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを進める必要がある。
- 文化財の管理者は、防災施設・設備(収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等)の整備促進を図る必要がある。また、必要に応じて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての、防火のための標識の設置等を検討する必要がある。
- 林野火災予防のために関係機関と連携して、林野火災の多い時期には特に注意喚起を図る必要がある。
- 林野周辺住民や登山者等への防火意識の向上を図るため、広報活動や林野火災防ぎよ訓練を継続して行う必要がある。
- 防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、火災に関する警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ 6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

等が必要である。

- 消防機関及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催するなど防火管理体制の充実を図る必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) (再掲)

○災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設等の機能診断、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全、管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

○農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

○森林については、適切な森林の整備や山地災害の危険性の高い箇所を優先に着手するなど、総合的かつ効果的な治山対策の推進が必要である。

○多様な生態系を有する農地や森林の荒廃を防止するため、県や市鳥獣害対策協議会などとも連携を図り効率的な有害鳥獣対策を推進する必要がある。

(総合的な土砂災害対策の推進) (再掲)

○急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し、治山事業・森林整備やまちづくりと一体となった土砂災害対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する必要がある。

○土砂災害の危険区域や災害時に避難等の適切な行動をとっていただくためのハザードマップを作成し、洪水災害と併せて住民に周知する必要がある。

○地盤沈下は、地震水害の被害を増大させたり、建築物、土木建造物等の耐震性の劣化につながる可能性が指摘されているため、地盤沈下の進行を停止させるよう、その原因でもある地下水の過剰揚水を規制する必要がある。

○山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めつつ、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者などの人材育成に取り組みながら、土砂災害対策等も視野に入れた活動に取り組む必要がある。

○雨量監視システム(市内9箇所に設置された雨量計)を適切に運用し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や浸水想定区域内の住民に対して的確な避難情報を提供する体制を整備する必要がある。

リスクシナリオ 6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保)

○災害救助・救命資機材については消防、警察、県が中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は、市と関係機関とで協議し、整備・備蓄を図る必要がある。

(地域防災力の強化) (再掲)

○地域の防災力を高めるために自主（地区）防災組織の結成、育成を推進していく必要がある。
 ○自主（地区）防災組織の育成を推進するとともに、建設業団体との協定を通じて、迅速な復旧が可能となる体制を整えておく必要がある。
 ○火災予防週間などの機会を活用し、市民への防火意識の向上を積極的に図るとともに、平時から火災の未然防止を図る必要がある。
 ○消防団は、今後も地域防災力を維持していくために、桜川市消防団組織再編計画（令和7年2月）に基づき、新たな組織体制の構築を図る必要がある。
 ○消防団が活動するために必要な救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車等や、車庫・詰所等、車両や施設を優先順位を定めた上で更新する必要がある。
 ○大規模災害時等には、消火栓が使用できなくなったり、消防車両の到着が遅れたりすることも想定されるので、住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する必要がある。
 ○自分の生命や財産は自分で守るという自助の考え方を踏まえ、緊急時に一人ひとりが正しい判断で行動できるよう防災意識の向上を促す必要がある。
 ○本市独自の取り組みである桜川市防災安全士（桜BB）の養成を推進し、災害時に必要な知識や技能を持つ人材を確保する必要がある。
 ○避難所を単位とした、地区防災計画の策定を推進する必要がある。

(総合的な土砂災害対策の推進) (再掲)

○急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し、治山事業・森林整備やまちづくりと一体となった土砂災害対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する必要がある。
 ○土砂災害の危険区域や災害時に避難等の適切な行動をとっていただくためのハザードマップを作成し、洪水災害と併せて住民に周知する必要がある。
 ○地盤沈下は、地震水害の被害を増大させたり、建築物、土木建造物等の耐震性の劣化につながる可能性が指摘されているため、地盤沈下の進行を停止させるよう、その原因でもある地下水の過剰揚水を規制する必要がある。
 ○山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めつつ、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活動指導者などの人材育成に取り組みながら、土砂災害対策等も視野に入れた活動に取り組む必要がある。
 ○雨量監視システム（市内9箇所に設置された雨量計）を適切に運用し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や浸水想定区域内の住民に対して的確な避難情報を提供する体制を整備する必要がある。

■別紙2 リスクシナリオ別 脆弱性評価結果

リスクシナリオ 6-3

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策)

- 膨大な量の災害廃棄物が発生するため市内複数箇所に仮置場を確保し、必要な重機、運搬車両など、災害廃棄物を可能な限り迅速に処理するための処理方策として、桜川市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する必要がある。

リスクシナリオ 6-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍整備の推進及び所有者不明土地に関する調査)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を推進する必要がある。
- 大規模災害時における土地の有効活用が図られるよう、県などとも連携を図りながら所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく制度の周知を図る必要がある。

(仮設住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと、定期的な候補地台帳の更新を図る必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、公営住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制の構築が必要である。

リスクシナリオ 6-5

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(老朽・空き家対策)

- 犯罪の温床となるおそれのある空き家については、所有者に対して適正管理を促す必要がある。(再掲)
- 適正な管理と利活用に向け、空き家などの建物管理・活用に関する意向調査を行うとともに、空家等活用促進指針に基づく空家等活用促進区域において重点的に空家の活用を図る必要がある。(再掲)

(伝統的建造物保存地区の保存) (再掲)

- 伝統的建造物群保存地区における火災、地震等の各種災害による被害拡大を防ぐため、伝統的建造物群保存地区防災計画を策定し、消防当局との連携を図りつつ、各種防災施設等を整備する必要がある。

リスクシナリオ6-6

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による桜川市経済への甚大な影響

(市内事業者における事業継続計画:BCPの普及啓発)(再掲)

- 中小企業における主体的な事業継続計画の取り組みを推進するため、BCPの事例を市ホームページで公開することで、BCPの普及啓発を図る必要がある。
- 発災時における市内事業者の事業継続と有害物質の発生及び拡大を防ぐため、関係機関と連携して法令の定めるところによる保安体制の強化や事業継続計画などの策定を促進し、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成、危険物等取扱施設の安全性を高める必要がある。

別紙3 個別施策分野別 脆弱性評価結果

①行政機能／警察・消防／防災教育等

①-1(市の防災拠点機能の確保)リスクシナリオ1-1、3-2

○市庁舎は、市民の安全を守る防災拠点としての役割を果たすため、耐震基準を満たし、大規模災害時でも72時間業務継続が可能な非常用発電を備え、自衛隊などの災害派遣の受け入れが可能となる新庁舎の整備が必要である。

○災害対策本部員、災害対策本部事務局職員をはじめ、市職員の災害対応力強化及び防災意識向上のための訓練を、定期的に実施する必要がある。

①-2(災害情報の収集、伝達体制の確保)リスクシナリオ5-1

○住民への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ様々な媒体の活用を促進するとともに、これらを適切に運用し事象に応じた災害情報を伝える体制の充実を図る必要がある。

①-3(物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備)リスクシナリオ2-4、2-5

○大規模災害発生時には应急復旧に必要な資機材等が不足することが懸念されるので、資機材を備蓄し定期的に点検、整備を行うとともに県内外の他市町村との相互応援体制の構築を図る必要がある。

○避難が長期化する大規模災害発生の際には多くの方が避難することになるため、食料や生活必需品等の備蓄数量を計画的に確保するとともに、適宜、備蓄状況を公表することが必要である。また災害時には避難所のトイレが使用できなくなることが想定されるので非常用トイレの整備が必要である。

○避難が長期化し、市が備蓄している物資だけでは対応が困難となる状況を踏まえ、他自治体や民間企業との協定を活用し、安定的な物資提供の確保を図る必要がある。

①-4(広域連携体制の整備)リスクシナリオ1-1、1-4、2-1、3-1

○災害発生時には地域の中心となり活動にあたる消防団や、各広域関係機関との連絡体制を平時より十分に整えておく必要がある。

○関係医療機関との連携を強化し、広域消防との救急体制及び通信連絡体制の構築を図る必要がある。

○大規模災害の発生時には、救助・救急活動の不足が懸念されるため、災害時相互応援協定等を活用するとともに、自衛隊など各機関の応援を受け入れるための受援計画を策定し、円滑な活動ができる体制を整備する必要がある。さらに、近隣市町村も同時に被災する可能性が高いことを踏まえ、応援要請などについて県に対し積極的に働きかける必要がある。

○土石流発生危険予想渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに、危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備する必要がある。

○市、警察、消防機関は、平時から防災に関する情報の収集に努めるとともに、災害発生の危険性のある地域を把握し、情報を共有する必要がある。

○広域消防との連携を強化し、必要な消防職員の確保及び技術向上に努めるとともに、消防施設の整備を進め常備消防力の向上を図る必要がある。

○災害対応において「自助・共助・公助」のうち、特に自助・共助が重要であることから、自主(地区)防災組織の結成及び充実に向けた取り組みを促進する必要がある。

○大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」

①行政機能／警察・消防／防災教育等

を、県管理の下に運用を図る必要がある。

①-5(施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保)リスクシナリオ6-2

○災害救助・救命資機材については消防、警察、県が中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は、市と関係機関とで協議し、整備・備蓄を図る必要がある。

①-6(警察・消防等の防災拠点機能の確保)リスクシナリオ1-1、1-2、2-1

○消防設備においては複雑化・多様化する災害に対応し、大規模災害に備えて効果的に活動ができるよう、充実と強化に引き続き取り組む必要がある。

○災害現場では、情報の伝達を迅速かつ的確に行えるよう、消防通信施設の充実を進める必要がある。

○災害時の防災拠点となる学校施設の耐震化率は、平成27年度時点で100%を達成している。学校施設は、大規模災害時に地域住民の避難所として機能し、安全を確保する上で重要な役割を果たしているため、適切な維持管理に引き続き取り組むことが必要である。

①-7(学校施設の機能強化)リスクシナリオ1-1

○学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、近年の急激な気候変動や高齢化の進行などへの対応も視野に入れ、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要である。このため、避難所として備えるべき機能として、体育館等への空調機器の整備が求められていることから、優先順位を検討した上で、整備する必要がある。

①-8(学校施設の耐震化)リスクシナリオ1-1

○学校施設は、大規模災害時に重要な役割を果たす避難所に利用されることから、耐震性を維持する必要がある。

①-9(学校施設の老朽化対策)リスクシナリオ1-1

○校舎・園舎等の老朽化が進み、修繕を必要とする箇所が多岐にわたり増えている。学校施設における児童・生徒の安全確保、建築物の被害軽減を図るために、計画的な修繕、改修による長寿命化を図り、安全性、快適性の高い学校施設を確保していく必要がある。

※文部科学省 学校施設環境改善交付金等を活用

①-10(小学校・中学校・義務教育学校における防災教育)リスクシナリオ1-1、1-2

○児童・生徒及び教職員に対する防災教育や地震・火災を想定して地域や防災機関と連携した避難訓練、保護者への引き渡し訓練を実施しているが、引き続き継続する必要がある。

○市内小中・義務教育学校において、防災担当職員による出前講座(防災授業)を実施し、児童・生徒やその保護者の防災意識向上に繋がる取り組みを行う必要がある。

①-11(地域防災力の強化)リスクシナリオ6-1、6-2

○地域の防災力を高めるために自主(地区)防災組織の結成、育成を推進していく必要がある。

○自主(地区)防災組織の育成を推進するとともに、建設業団体との協定を通じて、迅速な復旧が可能となる体制を整えておく必要がある。

○火災予防週間などの機会を活用し、市民への防火意識の向上を積極的に図るとともに、平時か

■別紙3 施策分野別 脆弱性評価結果

①行政機能／警察・消防／防災教育等

- ら火災の未然防止を図る必要がある。
- 消防団は、今後も地域防災力を維持していくために、桜川市消防団組織再編計画（令和7年2月）に基づき、新たな組織体制の構築を図る必要がある。
- 消防団が活動するために必要な救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車等や、車庫・詰所等、車両や施設を優先順位を定めた上で更新する必要がある。
- 大規模災害時等には、消火栓が使用できなくなったり、消防車両の到着が遅れたりすることも想定されるので、住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する必要がある。
- 自分の生命や財産は自分で守るという自助の考え方を踏まえ、緊急時に一人ひとりが正しい判断で行動できるよう防災意識の向上を促す必要がある。
- 避難所を単位とした、地区防災計画の策定を推進する必要がある。

①-12(防災DXの推進)リスクシナリオ3-2

- 防災関連業務において、防災DXを推進し、業務の効率化を図る必要がある。
- 大規模災害時等における迅速な被災者支援体制を確保するため、茨城県と県内市町村が共同で構築した罹災証明書や被災者台帳の作成機能を有する「被災者生活再建支援システム」を、県管理の下に運用を図る必要がある。(再掲)

①-13(交通事故等の回避対策)リスクシナリオ3-1

- 警察及び関係機関の指示のもと、交通安全団体組織による避難誘導や交通整理等の補助員として、対応できるよう連携を図る必要がある。

②住宅・都市・住環境

②-1(住宅、建築物等の耐震化)リスクシナリオ1-1

- 市は県と連携し、所有者への働きかけ等を通して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物（一定規模以上の建築物で不特定多数の者が利用するもの）の耐震化の促進を図る必要がある。
- 市は県と連携し、耐震診断等に関する国庫補助金等を活用した事業を実施することにより住宅の耐震化を促進する必要がある。
- 政府系統資金を導入した融資の斡旋と、民間資金の利用により、耐火、耐震性を有する建築物の整備促進を図る必要がある。

②-2(市街地整備等)リスクシナリオ1-1、1-2

- 市街地における大規模な地震災害と、これに伴う同時多発火災が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地の整備を図る必要がある。
- 市内には、いわゆる人口集中地区（DID地区）は存在しないが、伝統的建造物群保存地区では木造の古民家が密集していることから、消防水利の不足、進入路の狭隘等消防活動上の課題を整理した伝統的建造物群保存地区防災計画を策定し、消防当局との連携を図りつつ、各種防災施設等の整備を図る必要がある。

②-3(防火対策)リスクシナリオ1-2、6-1

- 災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避

②住宅・都市・住環境

難路となる道路の整備を推進する必要がある。その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する必要がある。

- 道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備が必要である。
- 公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを進める必要がある。
- 文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る必要がある。また、必要に応じて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての、防火のための標識の設置等を検討する必要がある。
- 林野火災予防のために関係機関と連携して、林野火災の多い時期には特に注意喚起を図る必要がある。
- 林野周辺住民や登山者等への防火意識の向上を図るため、広報活動や林野火災防ぎよ訓練を継続して行う必要がある。
- 防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、火災に関する警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等が必要である。
- 消防機関及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催するなど防火管理体制の充実を図る必要がある。

②-4(上下水道施設の耐震化等)リスクシナリオ5-4

- 水道は、災害時でも安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、長期間にわたる供給停止を防ぐために、基幹管路等水道施設の老朽化対策及び耐震化を着実に進める必要がある。
- 水道の施設設備や水道管路等の老朽化や耐震化対策、技術者の確保などを効果的、効率的に進められるよう水道事業の広域連携が必要である。
- 下水道施設の下水道BCPは、策定率（簡易版）100%であるが、災害時における対応訓練を重ねながら継続的に見直し、内容の充実を図る必要がある。
- 農業集落排水施設の最適整備構想に基づき、老朽化対策や耐震化を進める必要がある。
- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新及び長寿命化対策工事を進める必要がある。
- 地震などの災害に強いとされている浄化槽について、使用者による適切な維持管理と老朽化した浄化槽の更新を促す必要がある。

②-5(被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止)リスクシナリオ2-4

- 各家庭における生活必需品や食糧の備蓄確保を促す必要がある。
- 災害発生時に被災者へ飲料水等を速やかに供給するためには、備蓄数量を計画的に確保するとともに、事業者等との協定に基づき流通備蓄を活用する必要がある。
- 市内の生産者や事業者と密接な関係を持つ地域商社を仲介役として、災害発生直後の迅速な食料の調達スキームの確立が必要である。

■別紙3 施策分野別 脆弱性評価結果

②住宅・都市・住環境

②-6(老朽・空き家対策)リスクシナリオ1-1,6-5

○犯罪の温床となるおそれのある空き家については、所有者に対して適正管理を促す必要がある。

○適正な管理と利活用に向け、空き家などの建物管理・活用に関する意向調査を行うとともに、空家等活用促進指針に基づく空家等活用促進区域において重点的に空家の活用を図る必要がある。

②-7(災害廃棄物対策)リスクシナリオ6-3

○膨大な量の災害廃棄物が発生するため市内複数箇所に仮置場を確保し、必要な重機、運搬車両など、災害廃棄物を可能な限り迅速に処理するための処理方策として、桜川市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する必要がある。

②-8(自然災害を考慮した土地利用等)リスクシナリオ1-4,4-4

○災害の発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う必要がある。

②-9(伝統的建造物保存地区の保存)リスクシナリオ1-2,6-5

○伝統的建造物群保存地区における火災、地震等の各種災害による被害拡大を防ぐため、伝統的建造物群保存地区防災計画を策定し、消防当局との連携を図りつつ、各種防災施設等を整備する必要がある。

②-10(地籍整備の推進及び所有者不明土地に関する調査)リスクシナリオ6-4

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を推進する必要がある。

○大規模災害時における土地の有効活用が図られるよう、県などとも連携を図りながら所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく制度の周知を図る必要がある。

②-11(仮設住宅の迅速な建設に向けた体制強化)リスクシナリオ6-4

○応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと、定期的な候補地台帳の更新を図る必要がある。

②-12(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)リスクシナリオ6-4

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、公営住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用ができる体制を整備する必要がある。

②-13(自宅居住による生活再建の促進)リスクシナリオ6-4

○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制の構築が必要である。

②住宅・都市・住環境

②-14(多様な生態系の保全・再生の促進)リスクシナリオ4-4

- 市域の山地の多くは、水郷筑波国定公園に指定されており、そのふもとに広がる田園地帯や桜川、ため池等と一体となって多様な生態系を有していることから、各管理者等との連携により生態系の保全・再生を図る必要がある。

③保健医療・福祉

③-1(医療救護施設等の機能強化)リスクシナリオ2-2

- 医療救護施設等は、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震化に努めるとともに、災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置を推進する必要がある。

③-2(医療救護活動の体制強化)リスクシナリオ2-2、2-6

- 災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図るとともに、医療関係団体は市が実施する防災訓練に積極的に参加する必要がある。さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る必要がある。

③-3(地域の医療機関の連携)リスクシナリオ2-2、2-6

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し应急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について検討する必要がある。

③-4(医薬品等の供給体制の整備)リスクシナリオ2-2

- 緊急時における医薬品等の供給のための連絡体制について、医療機関への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備える必要がある。

③-5(避難行動要支援者対策)リスクシナリオ1-1、1-2、1-3

- 災害時の利用状況を考慮し、避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう所在地の周知徹底を図るとともに、必要な案内板設置を検討する必要がある。

- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立する必要がある。

- 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく必要がある。

- 市や行政区においては、自主(地区)防災組織、民生委員児童委員・支援協力者等が連携し、発災時に自助、共助により安否確認や避難を実施する必要性があることから、要支援者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者避難行動計画(全体計画・個別計画)に基づき、平時から円滑な支援体制を確立する必要がある。

- 学校施設が罹災あるいは地域の避難施設となり、通常の教育ができなくなった場合は、教育関

■別紙3 施策分野別 脆弱性評価結果

③保健医療・福祉

連機関や防災担当部局等が緊密に連携し、児童・生徒の安全及び教育を確保する必要がある。

○巡回相談チームの編成を想定し、健康状態の把握や適切な保健指導が実施できるよう各種の情報を共有し、子ども、高齢者や外国人等にも配慮した総合的な支援体制を整える必要がある。また、関係機関と連携し、予防接種の必要性を周知するとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図る必要がある。

③-6(要配慮者利用施設における避難確保計画の策定等促進)リスクシナリオ2-3

○市内の要配慮者利用施設に対し、県などとの連携を図り、水防法等に基づく避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進するとともに、タイムラインの作成や多様な防災関係機関との連携を通じて、各種訓練の実施を支援する必要がある。

④産業・エネルギー

④-1(市内事業者における事業継続計画:BCPの普及啓発)リスクシナリオ4-1、4-2、6-6

○中小企業における主体的な事業継続計画の取り組みを推進するため、BCPの事例を市ホームページで公開することで、BCPの普及啓発を図る必要がある。

○発災時における市内事業者の事業継続と有害物質の発生及び拡大を防ぐため、関係機関と連携して法令の定めるところによる保安体制の強化や事業継続計画などの策定を促進し、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防組織の育成、危険物等取扱施設の安全性を高める必要がある。

④-2(ライフラインの災害対応力強化・早期復旧)リスクシナリオ5-3、5-4、5-5

○主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する必要がある。

○災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図る必要がある。また、発災後の早期復旧に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報共有などの必要な体制整備を図る必要がある。

④-3(大規模災害発生時の緊急給油対策)リスクシナリオ5-3

○災害発生時には、使用可能な給油所が限られる場合があることを踏まえ、石油業組合との協定に基づき、必要な車両や施設への優先的な給油を確保するため、連絡体制を整えておく必要がある。

④-4(エネルギーの供給源の安定化)リスクシナリオ5-2、5-3

○災害発生時の停電を回避するため、公共施設や福祉施設等の避難所において、自家発電設備や燃料の備蓄を図る必要がある。

⑤情報通信・交通・物流

⑤-1(情報通信ネットワークの整備)リスクシナリオ2-4、5-1

- 防災行政無線については、既に整備が完了しているが、その適正な運用を維持するため、引き続き維持管理に取り組む必要がある。
- 公共施設個別施設計画の策定にあたり、電気設備についても現地調査を実施し、老朽化した設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る必要がある。
- 避難所開設時に、フリーWi-Fiスポット導入先を検討する必要がある。

⑤-2(災害情報の収集、伝達体制の確保)リスクシナリオ5-1

- 関係機関による巡回や行政区区長等からの報告により情報を得られることもあるが、必要に応じて県の防災ヘリの要請やドローンによる偵察も行う必要がある。
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)自動起動装置や防災行政無線など、市民への情報を確実かつ迅速に提供するための手段の更なる多様化を図る必要がある。
- 区長を通じて直接情報を伝達する場合もあるため、自主(地区)防災組織の情報班をはじめ、組織体制の構築を推進する必要がある。
- 災害発生時に正確な情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報や情報発信手段をシミュレーションする必要がある。
- 住民への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ様々な媒体の活用を促進するとともに、これらを適切に運用し事象に応じた災害情報を伝える体制の充実を図る必要がある。(再掲)
- 住民に対し、確実に情報を発信できるよう、防災行政無線拡声子局のバッテリーを定期的に更新する必要がある。また、老朽化した拡声子局パンザマストを優先順位を定めたうえで更新していく必要がある。

⑤-3(情報伝達手段の多様化)リスクシナリオ5-1

- 避難情報などの緊急情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため防災アプリを構築したが、防災行政無線の内容が聞こえない場合やアプリの不具合が発生した場合でも、確実に情報伝達が行えるよう、更なる伝達手段の多様化を推進する必要がある。

⑤-4(道路等の防災・減災対策及び耐震化)リスクシナリオ1-1、5-5

- 国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する必要がある。
- 幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備を図る必要がある。
- 橋梁の点検を実施し、老朽橋の架替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保を図る必要がある。
- 災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者(市道においては市長)、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する必要がある。
- 各道路管理者との協力のもとに、桜川市バス(ヤマザクラGO)の運行ルートの防災、震災対策や緊急輸送道路の洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。
- 道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立

■別紙3 施策分野別 脆弱性評価結果

⑤情報通信・交通・物流

って、道路施設の整備を行う必要がある。特に、要配慮者の増加や道路脇の水路、電柱上の高圧トランクなど、道路利用者並びに道路に付帯する構造物等に留意し、安全対策を図る必要がある。

⑤-5(緊急輸送体制の整備)リスクシナリオ1-1、5-5

- 市内の防災活動拠点(市庁舎、警察署、消防署)、輸送拠点(道路、鉄道駅、臨時ヘリポート、物資集積場等)、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する必要がある。
- 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、茨城県都市計画道路再検討指針に基づく都市計画道路の再検討結果等とも連携しつつ、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網を整備する必要がある。
- 行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図る必要がある。

⑤-6(緊急輸送道路の整備)リスクシナリオ5-5

- 人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を指定する必要がある。指定された緊急輸送道路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく必要がある。

⑤-7(孤立の可能性がある地域における対策の推進)リスクシナリオ2-4

- 道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える必要がある。
- 道路状況や通信手段の確保状況から孤立が予想される地域について、事前に状況を把握するよう努め、過去の災害事例を参考にするとともに、消防署や消防団などの防災関係機関から意見を聴取する必要がある。
- 孤立の可能性がある地域では、地域の代表者(区長等)と、災害発生時の防災情報提供体制を整備する必要がある。
- 孤立の可能性がある地域において、救出救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保しておく必要がある。

⑥農林水産

⑥-1(農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化)リスクシナリオ1-4、4-3

- 被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取り組みを推進する必要がある。

(6)農林水産

- ⑥-2(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)リスクシナリオI-4、4-4、6-1
- 災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設等の機能診断、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全、管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。
 - 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。
 - 森林については、適切な森林の整備や山地災害の危険性の高い箇所を優先に着手するなど、総合的かつ効果的な治山対策の推進が必要である。
 - 多様な生態系を有する農地や森林の荒廃を防止するため、県や市鳥獣害対策協議会などとも連携を図り効率的な有害鳥獣対策を推進する必要がある。

⑥-3(林道等の整備)リスクシナリオ5-5

- 災害発時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用しうる林道を把握し、整備を推進する必要がある。

(7)国土保全**⑦-1(河川改修等の治水対策)リスクシナリオI-3、I-4**

- 洪水による水害を予防するため桜川改修期成同盟会等の活動を通して、国、県、流域自治体等とも連携を図り、氾濫を防ぐ・減らす、被害対象を減らす、被害の軽減・早期復旧・復興に資する施策の総合的な展開を図る必要がある。
- 桜川沿岸や観音川沿岸は、警報級の大雨の際に流域一帯が冠水し農作物等に被害が発生するので、その未然防止対策を講じる必要がある。
- 県が洪水浸水想定区域を指定したことにより、河川が氾濫した場合に浸水する恐れのある区域や災害時に避難等の適切な行動をとっていただくためのハザードマップを作成し、土砂災害と併せて住民に周知する必要がある。

⑦-2(総合的な土砂災害対策の推進)リスクシナリオI-3、I-4、6-1、6-2

- 急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県等に対し協力を要請し、治山事業・森林整備やまちづくりと一体となった土砂災害対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果等をもとに、予想される災害について被害状況を検討する必要がある。
- 土砂災害の危険区域や災害時に避難等の適切な行動をとていただくためのハザードマップを作成し、洪水災害と併せて住民に周知する必要がある。(再掲)
- 地盤沈下は、地震水害の被害を増大させたり、建築物、土木建造物等の耐震性の劣化につながる可能性が指摘されているため、地盤沈下の進行を停止させるよう、その原因でもある地下水の過剰揚水を規制する必要がある。
- 山桜や里山の保全活用への理解と関心を深め、直接保全管理や調査に関わることで地域が取り組みやすい環境整備を進めつつ、農林業者や地域コミュニティだけでなく、ボランティアや活

■別紙3 施策分野別 脆弱性評価結果

⑦国土保全

動指導者などの人材育成に取り組みながら、土砂災害対策等も視野に入れた活動に取り組む必要がある。

○雨量監視システム（市内9箇所に設置された雨量計）を適切に運用し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域や浸水想定区域内の住民に対して的確な避難情報を提供する体制を整備する必要がある。

⑦-3（土砂災害防止施設等の長寿命化対策）リスクシナリオI-4

○土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県などの協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る必要がある。